

能登地域森林計画（案）の概要

○計画期間

平成27年4月1日～平成37年3月31日の10年間

※現計画は、平成22年4月1日～平成32年3月31日の10年間

○対象とする市町の区域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町 の5市7町

第1章 計画のあらまし（現行の「I 計画の大綱」に相当）

地域森林計画の位置付けや、石川県内の森林・林業の課題、石川県の森林・林業施策の重点戦略について記載。

変更内容：「計画樹立に当たっての石川県の基本的考え方」として、「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の重点戦略を位置付け、計画とビジョンの連動及び目標の共有化を図る。

第2章 計画事項（共通編）（現行の「II 計画事項」に相当）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等をまとめた章。

- ・森林の有する機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、木材等生産等）の定義及び整備方針
- ・森林の施業方法（育成単層林、育成複層林、天然生林）別の立木の伐採方法に関する指針
- ・主要な造林樹種や樹種別の植栽本数、造林方法等
- ・間伐及び保育に関する時期、回数等
- ・林道開設等の基本方針等
- ・その他必要な事項

変更内容：「第5. その他必要な事項」として、森林簿等の取扱い方針及び森林のデータベース整備に関する事項を追加する。

第3章 計画事項（能登森林計画区編）（現行の「Ⅱ 計画事項」に相当）

計画の対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等について、森林計画区ごとに計画量を定めた章。

（1）計画の対象とする森林の区域

- ・本計画区の対象とする森林面積を、次のとおりとする。

計画対象森林面積	現計画	今回計画	増減
	143,861 ha	143,792 ha	△69 ha

*森林法第5条で規定する民有林（自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域における土地の利用動向からみて、森林としての利用が相当でない民有林除く）

変更内容：前回の樹立（平成21年度）以降に実施された森林の売買や林地開発等により、現行計画から69ヘクタール減少。

（2）森林の整備に関する事項

- ・計画期間における伐採立木材積を次のとおりとする。

主伐材積	現計画	今回計画	増減
	944 千m ³	1,436 千m ³	492 千m ³

変更内容：「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の目標値(H32の県産材供給量：30万m³)をふまえ、現行計画より453千立方メートル増加。

間伐材積面積	現計画	今回計画	増減
材積	2,222 千m ³	2,365 千m ³	143 千m ³
面積	31,025 ha	33,793 ha	2,768 ha

*間伐の対象となる4～9齢級の人工林を対象とし、「いしかわ森林環境税」の第2期間以降は、通常の間伐を継続。

変更内容：「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の目標値(H23～H32までの間伐面積：40千ha)をふまえ、2,768ha増加。

- 人工造林・天然更新別の造林面積を次のとおり計画する。

人工造林	現計画	今回計画	増減
	2,175 ha	2,557 ha	382 ha

*植栽を行うことが適当である森林について、近年の実績、主伐計画量を勘案し、再造林、樹下植栽等を合わせて計画

変更内容：「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の目標値(H32の皆伐再造林面積：200ha)をふまえ、382ヘクタール増加。

天然更新	現計画	今回計画	増減
	10,300 ha	8,756 ha	△1,870 ha

*人為と天然力の適切な組み合わせによりの確な更新及び森林の諸機能の増進が図られる森林について、ぼう芽更新、天然下種更新を合せて計画

変更内容：路網等の基盤整備を前倒しで進めており、これまで経済的に不利とされてきた人工林においても、再造林を推進していく観点から1,544ha減少。

(3) 森林の保全に関する事項

- 保安林として管理すべき森林の種類毎の指定面積を計画する。

種類	現計画	今回計画	増減
水源かん養保安林	11,790 ha	12,582 ha	792 ha
災害防備の保安林	6,840 ha	7,100 ha	260 ha
保健風致等の保安林	5,800 ha	6,193 ha	393 ha
計(実面積)	19,740 ha	20,789 ha	1,049 ha

*兼種の保安林があるため、計は内訳に一致しない

変更内容：森林の公益的機能の発揮を図るため、全国森林計画の目標値を勘案して増加。

- ・実施すべき治山事業の地区数を次のとおり計画する。

種 類	現計画	今回計画	増 減
治山事業地区数	186 地区	191 地区	5 地区

変更内容：現行計画の期間中に発生した災害について、治山事業による森林の安定を図るため、新たな地区を追加（詳細は別表の通り）。

- ・林道の開設及び拡張に関する計画を次の通り定める。

林道開設	現計画		今回計画		増 減	
	134 路線	109 km	114 路線	80 km	△20 路線	△29 km

変更内容：現行計画の期間中において、国の基金の活用等により林道網の開設を前倒して実施したため、現行計画より減少。

林道拡張	現計画		今回計画		増減	
	125 路線	改良 216 箇所	101 路線	改良 140 箇所	△24 路線	改良 △76 箇所
舗装 98 km		舗装 48 km		舗装 △50 km		

変更内容：引き続き木材の搬出に必要な林道網の開設を重点的に実施するため、現行計画より減少。

地域森林計画書（案）

能登森林計画区

計画期間

自 平成27年4月 1日
至 平成37年3月31日

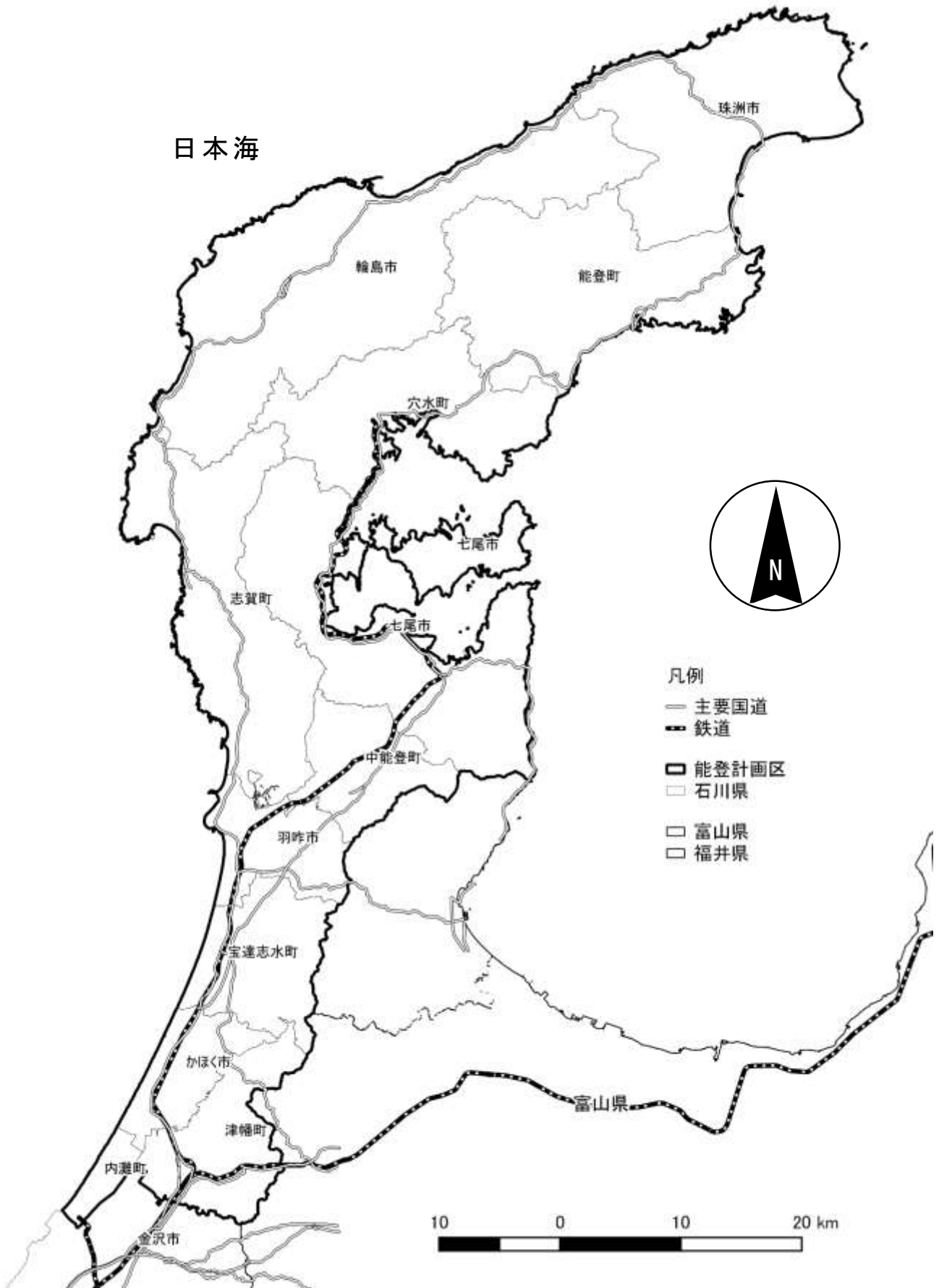


目次

第1章 計画のあらまし	1-1
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 森林・林業の現状と課題	
第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第4. 能登森林計画区における方針	
第2章 計画事項（共通編）	2-1
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2-1
第2. 森林の整備に関する事項	2-3
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	
2 造林に関する事項	
3 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
5 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項	2-17
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 森林の保護等に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準及び整備に関する事項	2-18
1 保健機能森林の区域の基準	
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
第5. その他必要な事項	2-19
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
第3章 計画事項（能登計画区編）	3-1
第1. 計画の対象とする森林の区域	3-1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3-1
計画期間内において到達すべき森林資源の状態及び林道網整備率	
第3. 森林の整備に関する事項	3-2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
4 天然更新に関する指針	
第4. 森林の保全に関する事項	3-3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
第5. その他の計画量	3-6
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 林道の開設及び拡張に関する計画	

(附) 参考資料	附-1
1 森林計画区の概況	附-1
(1) 市町別土地面積及び森林面積	
(2) 地 況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別就業者数	
2 森林の現況	附-5
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 森林の被害	
3 林業の動向	附-13
(1) 保有山林規模別林家数	
(2) 森林施業計画の認定状況	
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(4) 林業事業者等の現況	
(5) 林業労働力の概況	
(6) 林業機械化の概況	
(7) 作業路網等の整備の概況	
(8) その他	

能登森林計画区の位置図



担当者職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

森林管理課長	土 居 隆 行
担当課長	森 本 茂
課長補佐	金 子 直 太
課長補佐	井 南 哲 司
技 師	一 二 三 悠 穂

自 平成26年 4月 8日

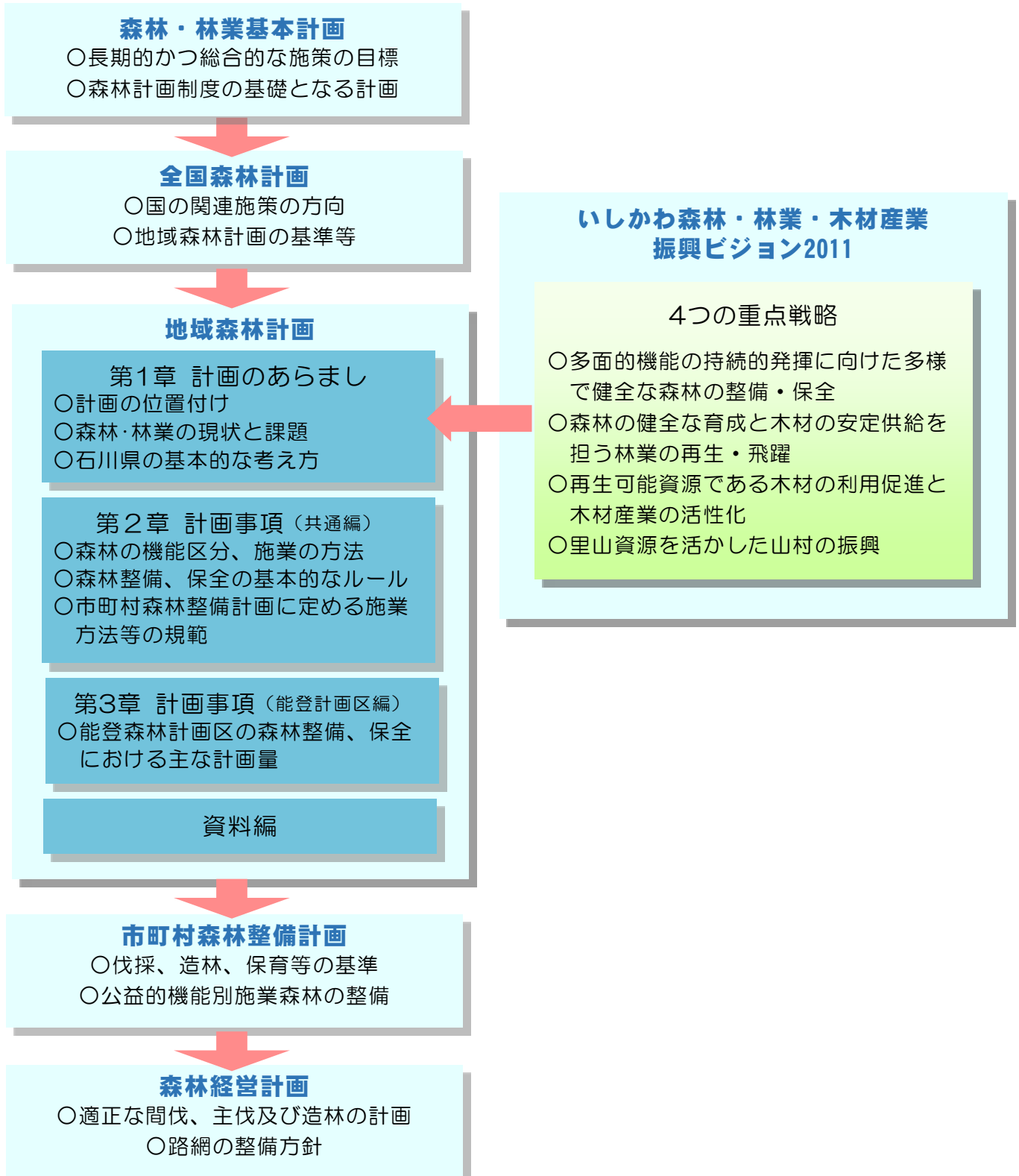
至 平成26年12月19日

第1章 計画のあらまし

第1. 地域森林計画の位置付け

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間を計画期間としています。

また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。



第2. 森林・林業の現状と課題

1 石川県の現状と課題

県土の約7割を占める森林は、木材生産のみならず、水資源の涵養^{かん}、県土の保全、緑とのふれあいの場、さらには地球温暖化防止など様々な働きが県民から期待されています。しかしながら、木材を生産しながら森林を守り育ててきた林業は、採算性の低下など厳しい状況にあり、間伐などの手入れや管理がなされずに放置されたままの森林が増加するなど、県民生活の安全・安心に関わる森林の公益的機能の低下が懸念されています。

一方、木材の循環利用を通じて、適切な森林整備に寄与する木材産業については、品質の確かなものを安定的に供給することが求められています。

課題1 成熟し、本格的な利用期を迎えつつある人工林

スギ、アテ、広葉樹の育成が進み、県内木材資源は充実しつつあります。人工林の約6割が間伐時期を迎えるなど、手入れを必要とする森林が多い一方で、不明な森林境界や森林所有者の高齢化等、集約化を進める上で多くの課題を抱えています。

課題2 森林の保全による県土の保全の必要性

本県は、地質的に脆弱な地域が広く分布し、豪雨等により災害が発生しやすいことに加え、森林病害虫や冬季の風雪などにより荒廃した森林が増加していることから、県土の保全など、森林の公益的機能の維持・向上が求められています。

■ 県央地域（かほく市・津幡町・内灘町）

- ・ 森林の所有規模が零細で、素材生産活動は停滞傾向にある。
- ・ しいたけ、たけのこなどの特用林産物の生産量は減少傾向にある。

■ 中能登地域（七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町）

- ・ 人工林率が高く、県内全体の26%を占める。
- ・ 森林資源の豊富さと比較して、素材生産量は県内の15%、製材品出荷量は県内の9%を占める等、低水準である。

■ 奥能登地域（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）

- ・ 人工林率が高く、民有林面積は県内の33%（人工林は43%）を占め、県内で森林資源が最も豊富な地域である。
- ・ 古くからアテ択伐林施業が行われてきた林業地であり、アテ林の面積は県内の大部分を占める。
- ・ 素材生産量は、県内の4割以上を占めている。
- ・ 製材工場が多く、製材品出荷量は県内のおよそ半分を占めるが、中小規模が多く、木材乾燥施設の導入が遅れている。
- ・ 里山林の整備やグリーン・ツーリズム、農家民宿等を組み合わせた先駆的な里山の利用保全の取り組みがみられる。
- ・ しいたけや木炭など特用林産物の生産が多く、特に、乾しいたけやまつたけは県内の9割以上の生産を占める。

（いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011より）

2 前期計画の実行結果と評価

前期地域森林計画（計画期間：平成22～32年度）の前年5か年（平成22～26年度）における実行結果※は次の通りです。

（1）間伐立木材積その他伐採立木材積

間伐立木材積その他伐採立木材積については、計画量の約66%に留まっています。

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,279	839	66%

（2）間伐面積

間伐面積については、環境税による強度間伐、利用間伐等の事業に取り組んだ結果、達成率は74%となっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
17,562	13,081	74%

（3）人工造林及び天然更新別面積

造林面積に関しては、計画区全体としては計画量を上回るものの、主伐後の人工植栽が少ないことから人工造林が計画を下回り、天然更新が計画を上回る結果となっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,085	282	26%	7,325	8,172	112%	8,410	8,454	101%

（4）林道の開設及び拡張の数量

林道の開設及び拡張の数量については、計画に対して以下の通りとなっています。

単位 開設：km

区 分	開設延長		
	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	109	103	94.5%

※平成26年度の実行結果は見込み。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、保健、風致の保存等のための保安林が100%、水源涵養のための保安林が91%とほぼ計画通りに進んでいる一方で、災害防備のための保安林が74%と計画量を下回っています。また、治山事業の数量は平成26年度に計画通り達成される見込みです。

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

	計 画	実 行	実行歩合
計	19,043	16,031	68%
水源涵養のための保安林	11,776	10,700	91%
災害防備のための保安林	5,675	4,225	74%
保健、風致の保存等のための保安林	6,193	6,193	100%

イ 治山事業の数量

単位 箇所 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
84	84	100%

第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方

石川県では、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、森林・林業関係者やNPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、「10年後の県産

(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)

施策の概要

現状と課題

森林

- 森林に対する県民のニーズは、水源のかん養、県土の保全のみならず、二酸化炭素吸収源としての地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、ますます多様化・高度化。
- 一方、近年、集中豪雨等による山地災害の発生、里山林の荒廃の進行、森林所有者の高齢化・不在村化等、森林の適正な整備・保全を図っていく上で多くの課題を抱えているところ。

林業

- 戦後造成された人工林が資源として利用可能な段階を迎え、林業の再生を図る好機が到来。
- 一方、小規模分散的な森林施業、路網整備や機械化の遅れ、専門的な技業を持った担い手の不足等により、県産材の供給は少量・間断的であり、豊富な森林資源（毎年約100万m³成長）を十分活かせていない状況（年間産材生産量は10万m³程度と低位に推移）。

木材産業

- 木材産業については、合板分野において外材から国産材への急速な原料転換が進行。
- 一方、小ロット・多品種な木材流通や、零細な製材工場等が多いことから県産材の価格競争力は低く、製材品の出荷量は、10年間で4分の1に減少。この結果、県内の住宅等に用いられる木材製品は、他県産や外材製品に依存する傾向がますます顕著。

山村

- 林業を支える山村では、一部地域で里山の資源や景観を活かした都市との交流を実施
- 一方、多くの山村では、過疎化・高齢化の進行に加え、里山林が放棄されることにより、野生動物の出没増加に伴う人的被害や農作物被害が拡大するなど、集落機能の維持が困難になる状況。

4つの重点戦略と9つの施策

1 多面的機能の持続的な発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全

- ① 森林の区分に応じた適切な施業の推進
- ② 災害に強く県民の豊かな暮らしを支えるための公的主体による森林整備・保全
- ③ 県民参加の森づくりの推進



2 森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業の再生・飛躍

- ④ 森林資源を本格的に利用する時代に対応した組織経営基盤の強化と人材育成
- ⑤ 原木生産の低コスト化を実施するための確実しい作業システムの確立



3 再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化

- ⑥ 県産材の加工流通体制の強化、木材産業の構造改革
- ⑦ 県産材の利活用の拡大



4 里山資源を活かした山村の振興

- ⑧ 特産林産物の振興
- ⑨ 里山の地域資源を活用した山村の再生



材供給量を現状の2倍以上に相当する30万³mの実現」を目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。



県産材供給目標の試算の考え方

森林施業体系のイメージ



齢級	1齢級	3齢級	5齢級	8齢級	10齢級～	12齢級
施業種	新植	除伐	第1回間伐	第2回間伐	第3回間伐 小面積皆伐	

根元から梢端まで含めた全幹集材

供給量
(林業生産)

利用間伐(経済林) 166,000m ³			主伐	
第1回間伐 (297ha) 2,000m ³	第2回間伐 (940ha) 37,000m ³	第3回間伐 (1,475ha) 127,000m ³	小面積皆伐 (200ha) 134,000m ³	
300,000m³				
規格別出材量				
末口径 10cm未満 根曲り部材 39,400m ³	末口径 10cm以上 23,700m ³	末口径 14cm以上 84,200m ³	末口径 18cm以上 152,700m ³	

需要量
(木材加工)

区分	県内需要				県外移出 製材用
	製材用	合板用	チップ・バイオマス用		
県内産材 (280千m ³)	124千m ³ (内22千m ³ はラミナ用)	100千m ³	製瓶用 26千m ³	エネルギー利用 30千m ³	県外移出 20千m ³
県外産材 (126千m ³)	26千m ³	100千m ³	0m ³	0m ³	
合計 (406千m ³)	150千m ³	200千m ³	26千m ³	30千m ³	

望ましい生産・流通・加工のイメージ



第4. 能登森林計画区における方針

この方針を踏まえ、能登森林計画区においては、成熟しつつある豊富な人工林の積極的な利用を図ると共に、森林の多面的機能を発揮させていくための適切な森林の整備及び保全を推進することとしています。

また、能登地域には本県を代表する里山里海地域が広がり、農村の景観を活かしたグリーン・ツーリズムや、付加価値の高い特産品の開発が進んでいることから、地域の特色を活かした里山資源の活用により、里山の利用・保全に取り組むこととしています。

アテ林業と能登ヒバの利用促進

石川県の県の木であるアテは、能登半島で古くから造林樹種として用いられているヒノキ科の針葉樹で、標準和名はヒノキアスナロ（学名 *Thujopsis dolabrata var. Hondae*）といえます。

アテは、耐陰性が高い、枝から発根しやすい等の特徴を持ちます。これらの性質を活かして、能登半島の一部地域では、成長木を部分的に伐採する択伐と林間への挿し木による独特の施業により、集落の周りにアテ林を育成してきました。近年では、苗木の生産方法も確立され、病虫害への対策の研究も進むなど、将来のアテ林業の発展に向けた取り組みがなされています。

能登ヒバは、石川県産のアテ材の流通名で、他の樹種に比べて優れた性質を持ち、ヒノキと同様に高級建築材として人気があり、スギと比べ高値で取引されています。



能登ヒバは独特の光沢や芳香を有し、強度や耐湿性にも優れている。



挿し木や、地面に接した枝からの発根(伏条更新)により複層林が作られてきた。



緻密な肉質、食感と甘みから別名「山のアワビ」とも言われる。

原木しいたけ「のとてまり」のブランド戦略

原木しいたけ「のとてまり」は、奥能登地域で栽培される原木生しいたけで、傘の直径が8 cm以上、厚さが3 cm以上にもなる超大型のしいたけです。

現在、原木を用いた生産技術の改良や、全国の高級料亭等への流通販売等、原木しいたけの生産者、市場関係者、JA及び行政が一体となって商品のブランド化に取り組んでいます。

「のとてまり」など、きのこ類の栽培に使用する原木には、石川県内で伐採したコナラなどの広葉樹も使われています。



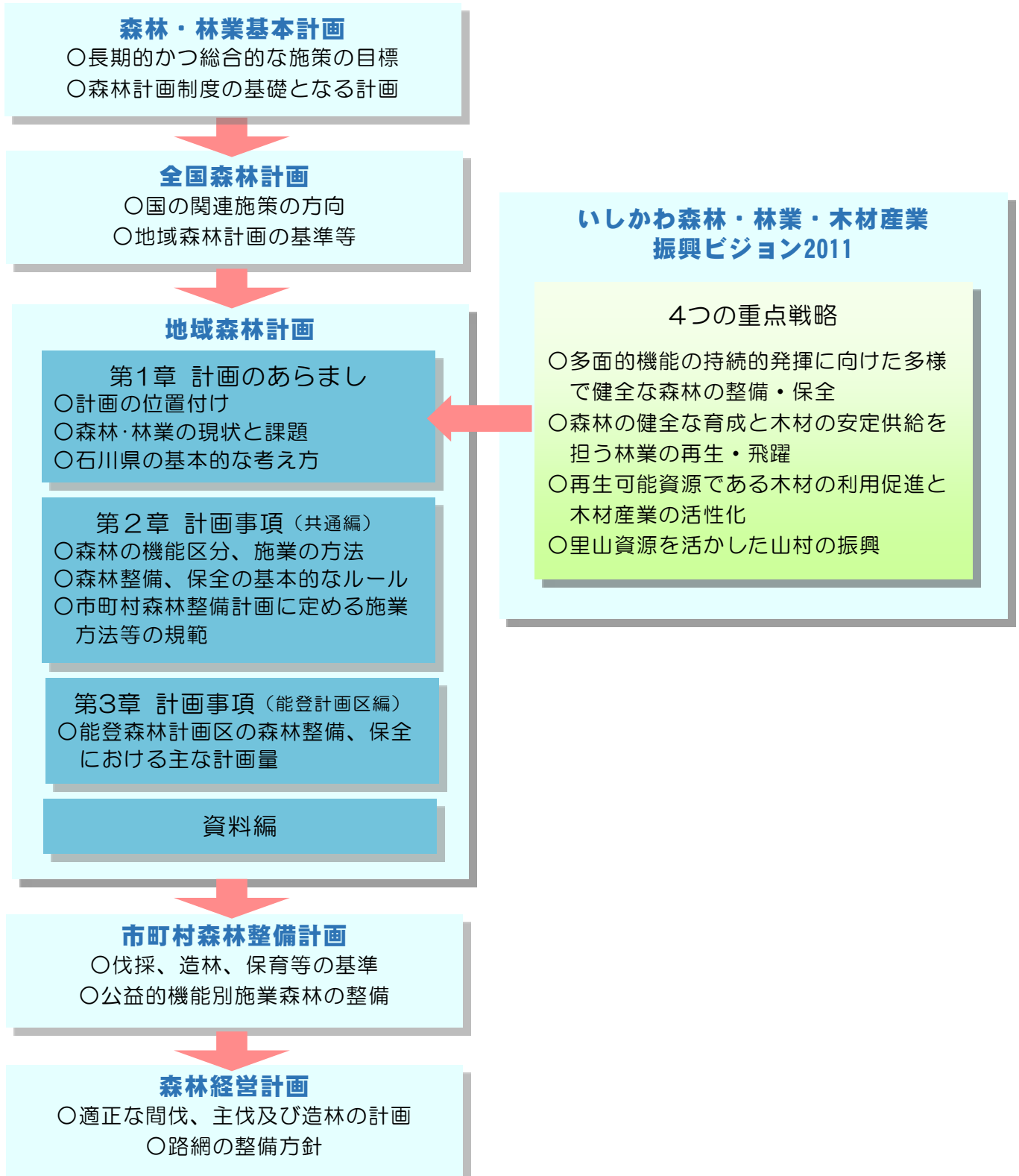
発生したしいたけの芽に一つずつ袋をかけ、1ヶ月ほどかけて成長させる

第1章 計画のあらまし

第1. 地域森林計画の位置付け

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間を計画期間としています。

また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。



第2. 森林・林業の現状と課題

1 石川県の現状と課題

県土の約7割を占める森林は、木材生産のみならず、水資源の涵養^{かん}、県土の保全、緑とのふれあいの場、さらには地球温暖化防止など様々な働きが県民から期待されています。しかしながら、木材を生産しながら森林を守り育ててきた林業は、採算性の低下など厳しい状況にあり、間伐などの手入れや管理がなされずに放置されたままの森林が増加するなど、県民生活の安全・安心に関わる森林の公益的機能の低下が懸念されています。

一方、木材の循環利用を通じて、適切な森林整備に寄与する木材産業については、品質の確かなものを安定的に供給することが求められています。

課題1 成熟し、本格的な利用期を迎えつつある人工林

スギ、アテ、広葉樹の育成が進み、県内木材資源は充実しつつあります。人工林の約6割が間伐時期を迎えるなど、手入れを必要とする森林が多い一方で、不明な森林境界や森林所有者の高齢化等、集約化を進める上で多くの課題を抱えています。

課題2 森林の保全による県土の保全の必要性

本県は、地質的に脆弱な地域が広く分布し、豪雨等により災害が発生しやすいことに加え、森林病害虫や冬季の風雪などにより荒廃した森林が増加していることから、県土の保全など、森林の公益的機能の維持・向上が求められています。

■ 県央地域（かほく市・津幡町・内灘町）

- ・ 森林の所有規模が零細で、素材生産活動は停滞傾向にある。
- ・ しいたけ、たけのこなどの特用林産物の生産量は減少傾向にある。

■ 中能登地域（七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町）

- ・ 人工林率が高く、県内全体の26%を占める。
- ・ 森林資源の豊富さと比較して、素材生産量は県内の15%、製材品出荷量は県内の9%を占める等、低水準である。

■ 奥能登地域（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）

- ・ 人工林率が高く、民有林面積は県内の33%（人工林は43%）を占め、県内で森林資源が最も豊富な地域である。
- ・ 古くからアテ択伐林施業が行われてきた林業地であり、アテ林の面積は県内の大部分を占める。
- ・ 素材生産量は、県内の4割以上を占めている。
- ・ 製材工場が多く、製材品出荷量は県内のおよそ半分を占めるが、中小規模が多く、木材乾燥施設の導入が遅れている。
- ・ 里山林の整備やグリーン・ツーリズム、農家民宿等を組み合わせた先駆的な里山の利用保全の取り組みがみられる。
- ・ しいたけや木炭など特用林産物の生産が多く、特に、乾しいたけやまつたけは県内の9割以上の生産を占める。

（いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011より）

2 前期計画の実行結果と評価

前期地域森林計画（計画期間：平成22～32年度）の前年5か年（平成22～26年度）における実行結果※は次の通りです。

（1）間伐立木材積その他伐採立木材積

間伐立木材積その他伐採立木材積については、計画量の約66%に留まっています。

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,279	839	66%

（2）間伐面積

間伐面積については、環境税による強度間伐、利用間伐等の事業に取り組んだ結果、達成率は74%となっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
17,562	13,081	74%

（3）人工造林及び天然更新別面積

造林面積に関しては、計画区全体としては計画量を上回るものの、主伐後の人工植栽が少ないことから人工造林が計画を下回り、天然更新が計画を上回る結果となっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,085	282	26%	7,325	8,172	112%	8,410	8,454	101%

（4）林道の開設及び拡張の数量

林道の開設及び拡張の数量については、計画に対して以下の通りとなっています。

単位 開設：km

区 分	開設延長		
	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	109	103	94.5%

※平成26年度の実行結果は見込み。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、保健、風致の保存等のための保安林が100%、水源涵養のための保安林が91%とほぼ計画通りに進んでいる一方で、災害防備のための保安林が74%と計画量を下回っています。また、治山事業の数量は平成26年度に計画通り達成される見込みです。

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

	計 画	実 行	実行歩合
計	19,043	16,031	68%
水源涵養のための保安林	11,776	10,700	91%
災害防備のための保安林	5,675	4,225	74%
保健、風致の保存等のための保安林	6,193	6,193	100%

イ 治山事業の数量

単位 箇所 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
84	84	100%

第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方

石川県では、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、森林・林業関係者やNPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、「10年後の県産

(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)

施策の概要

現状と課題

森林

- 森林に対する県民のニーズは、水源のかん養、県土の保全のみならず、二酸化炭素吸収源としての地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、ますます多様化・高度化。
- 一方、近年、集中豪雨等による山地災害の発生、里山林の荒廃の進行、森林所有者の高齢化・不在化等、森林の適正な整備・保全を図っていく上で多くの課題を抱えているところ。

林業

- 戦後造成された人工林が資源として利用可能な段階を迎え、林業の再生を図る好機が到来。
- 一方、小規模分散的な森林施業、路網整備や機械化の遅れ、専門的な技業を持った担い手の不足等により、県産材の供給は少量・間断的であり、豊富な森林資源（毎年約100万m³成長）を十分活かせていない状況（年間産材生産量は10万m³程度と低位に推移）。

木材産業

- 木材産業については、合板分野において外材から国産材への急速な原料転換が進行。
- 一方、小ロット・多品種な木材流通や、零細な製材工場等が多いことから県産材の価格競争力は低く、製材品の出荷量は、10年間で4分の1に減少。この結果、県内の住宅等に用いられる木材製品は、他県産や外材製品に依存する傾向がますます顕著。

山村

- 林業を支える山村では、一部地域で里山の資源や景観を活かした都市との交流を実施
- 一方、多くの山村では、過疎化・高齢化の進行に加え、里山林が放棄されることにより、野生動物の出没増加に伴う人的被害や農作物被害が拡大するなど、集落機能の維持が困難になる状況。

4つの重点戦略と9つの施策

1 多面的機能の持続的な発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全

- ① 森林の区分に応じた適切な施業の推進
- ② 災害に強く県民の豊かな暮らしを支えるための公的主体による森林整備・保全
- ③ 県民参加の森づくりの推進



2 森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業の再生・飛躍

- ④ 森林資源を本格的に利用する時代に対応した組織経営基盤の強化と人材育成
- ⑤ 原木生産の低コスト化を実施するための確実しい作業システムの確立



3 再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化

- ⑥ 県産材の加工流通体制の強化、木材産業の構造改革
- ⑦ 県産材の利活用の拡大



4 里山資源を活かした山村の振興

- ⑧ 特産林産物の振興
- ⑨ 里山の地域資源を活用した山村の再生



材供給量を現状の2倍以上に相当する30万³mの実現」を目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。



県産材供給目標の試算の考え方

森林施業体系のイメージ



齢級	1齢級	3齢級	5齢級	8齢級	10齢級～	12齢級
施業種	新植	除伐	第1回間伐	第2回間伐	第3回間伐 小面積皆伐	

根元から梢端まで含めた全幹集材

供給量
(林業生産)

利用間伐(経済林) 166,000m ³			主伐	
第1回間伐 (297ha) 2,000m ³	第2回間伐 (940ha) 37,000m ³	第3回間伐 (1,475ha) 127,000m ³	小面積皆伐 (200ha) 134,000m ³	
300,000m³				
規格別出材量				
末口径 10cm未満 根曲り部材 39,400m ³	末口径 10cm以上 23,700m ³	末口径 14cm以上 84,200m ³	末口径 18cm以上 152,700m ³	

需要量
(木材加工)

区分	県内需要				県外移出 製材用
	製材用	合板用	チップ・バイオマス用		
県内産材 (280千m ³)	124千m ³ (内22千m ³ はラミナ用)	100千m ³	製瓶用 26千m ³	エネルギー利用 30千m ³	県外移出 20千m ³
県外産材 (126千m ³)	26千m ³	100千m ³	0m ³	0m ³	
合計 (406千m ³)	150千m ³	200千m ³	26千m ³	30千m ³	

望ましい生産・流通・加工のイメージ



第4. 能登森林計画区における方針

この方針を踏まえ、能登森林計画区においては、成熟しつつある豊富な人工林の積極的な利用を図ると共に、森林の多面的機能を発揮させていくための適切な森林の整備及び保全を推進することとしています。

また、能登地域には本県を代表する里山里海地域が広がり、農村の景観を活かしたグリーン・ツーリズムや、付加価値の高い特産品の開発が進んでいることから、地域の特色を活かした里山資源の活用により、里山の利用・保全に取り組むこととしています。

アテ林業と能登ヒバの利用促進

石川県の県の木であるアテは、能登半島で古くから造林樹種として用いられているヒノキ科の針葉樹で、標準和名はヒノキアスナロ（学名 *Thujopsis dolabrata var. Hondae*）といえます。

アテは、耐陰性が高い、枝から発根しやすい等の特徴を持ちます。これらの性質を活かして、能登半島の一部地域では、成木を単木的に伐採する択伐と林間への挿し木等による独特の施業により、集落の周りにアテ林を育成してきました。近年では、苗木の生産方法も確立され、病虫害への対策の研究も進むなど、将来のアテ林業の発展に向けた取り組みがなされています。

能登ヒバは、石川県産のアテ材の流通名で、他の樹種に比べて優れた性質を持ち、ヒノキと同様に高級建築材として人気があり、スギと比べ高値で取引されています。



能登ヒバは独特の光沢や芳香を有し、強度や耐湿性にも優れている。



挿し木や、地面に接した枝からの発根(伏条更新)により複層林が作られてきた。



緻密な肉質、食感と甘みから別名「山のアワビ」とも言われる。

原木しいたけ「のとてまり」のブランド戦略

原木しいたけ「のとてまり」は、奥能登地域で栽培される原木生しいたけで、傘の直径が8 cm以上、厚さが3 cm以上にもなる超大型のしいたけです。

現在、原木を用いた生産技術の改良や、全国の高級料亭等への流通販売等、原木しいたけの生産者、市場関係者、JA及び行政が一体となって商品のブランド化に取り組んでいます。

「のとてまり」など、きのこ類の栽培に使用する原木には、石川県内で伐採したコナラなどの広葉樹が使われています。



発生したしいたけの芽に一つずつ袋をかけ、1ヶ月ほどかけて成長させる

第2章 計画事項（共通編）

第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の多面的機能の高度発揮を図るため、森林資源の状況並びに地域の自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて7種類に区分し、重視すべき機能に応じた森林適切な施業を実施する。

2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能毎の整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分毎の森林整備及び保全の基本方針については、次表のとおり定める¹。

森林の有する機能 ²	森林整備及び保全の目標	具体的な施策
水源涵養機能 ^{かん}	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えることができ、富んだ浸透、保水能力の高い森林を有する森林 必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保育・間伐の促進 伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散 保安林の指定及び適切な管理
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保育・間伐の促進 伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散 保安林の指定及び適切な管理 溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、騒音や風などの諸被害に対する抵抗性が高い森林 汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等 生活環境の保全のための保安林の指定及び適切な管理 防風・防潮や景観の創出
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 国民の保健・教育的利用等に適した森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保健のための保安林の指定及び適切な管理 立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 風致のための保安林の指定及び適切な管理

¹ 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

² これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

<p>生物多様性保全機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林生態系の不確実性を踏まえ、順応的管理の考え方に基き、時間軸を通して適度な撈乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に合わせた様相を成している森林とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等 生態系として重要な森林の適正な保全 手入れ不足人工林の針広混交林の整備 野生動植物のための回廊の確保
<p>木材等生産機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活に不可欠であり、再生可能な資源として重要性が高まりつつある木材等を効率的に供給する観点から、木材等の生産機能の発揮を重視する森林とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の健全性を確保 木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備

3 その他の事項

前項のほか、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るための方策として以下の取り組みを実施する。

ア 森林の保護・保全に関する施策

保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等、花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策を推進等する。

イ 林道・路網の整備

林道は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的に整備を進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努める。

ウ 森林情報及び施業情報の把握

森林施業の実施状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図る。

第2. 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する機能の高度な発揮を図るため、公益的機能別施業森林の区分を踏まえて、それぞれの森林に応じた施業を行う。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為 ³ により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 ⁴ 等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層 ⁵ を構成する森林（施業の関係上一時的に単層となる森林を含む）として成立させ維持していく施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 ⁶ することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

³「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

⁴「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

⁵「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

⁶「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

また、森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

(1) 主伐に関する指針

ア 育成単層林

適した施業地・・・傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害の恐れがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行う。特に、皆伐は人工造林を実施する箇所又は気候等の自然的条件からみて森林の造成が確実である箇所について行う。

伐採面積・・・・・・林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

天然更新・・・・・・アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分を対象とする。また、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採する。

主伐の時期・・・・・・地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

イ 育成複層林

適した施業地・・・気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

上木の伐採・・・・・・複層状態の森林に確実に誘導する観点から、上木の成長や立地条件を勘案して行う。

混交林への誘導・・・特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし受光伐などの伐採を行い、針広混交林に誘導する。

ウ 天然生林

適した施業地・・・気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確に更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・育成複層林施業の留意事項と同様とする。

その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢⁷に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	アテ	モミ	その他針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	50	50	50

広葉樹の基準

樹種	クヌギ	用材林の広葉樹	薪炭林の広葉樹
標準伐期齢	15	65	25

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

ア 造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の立地条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況を勘案して人工造林、天然更新の別に定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとし、天然更新の対象樹種は、マツ、コナラ、クヌギ等を主体に定める。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を仕立て方法別に定める。

⁷標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ/ ヒノキ	密仕立て	3,000
	中仕立て	2,500
	疎仕立て	1,500~2,000
アテ	密仕立て	2,500
	中仕立て	2,000
	疎仕立て	1,500
マツ		2,300~3,500
コナラ/ クヌギ		2,000~5,000
ケヤキ		3,000~6,000

(1) 造林の標準的な方法

① 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

② 植栽

気候、その他立地条件及び既往の根付け方法を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。

③ 天然更新補助作業

樹種に応じて不要木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を標準として行うこと。また、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は別紙更新完了基準により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実に更新を図る。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針

森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにおいては伐採後原則として2年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内に更新を図る。

(2) 天然更新⁸に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌などの自然的条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られるよう森林において行うものとする。

⁸天然更新には、主に実生（種子から発芽した稚樹）による更新を期待する天然下種更新と主に根株からの更新を期待するほうが更新とがある。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、県内に自生する高木性樹種を基本とし、下表を参考に選定する。

天然更新の対象樹種 ⁹	<p>アオハダ,アカイタヤ,アカガシ,アカシデ,アカマツ,アカメヤナギ,アキニレ,アサダ,アズキナシ,アベマキ,アワブキ,イイギリ,イヌエンジュ,イヌシデ,イワテヤマナシ,ウスゲヒロハハンノキ,ウラゲエンコウカエデ,ウラジロガシ,ウラジロノキ,ウリカエデ,ウリハダカエデ,ウワミスザクラ,エゴノキ,エゾイタヤ,エゾエノキ,エゾツリバナ,エノキ,オオカメノキ,オオモミジ,オオヤマザクラ,オクノフウリンウメモドキ,オクヤマザサ,オニイタヤ,オニグルミ,オヒョウニレ,カクレミノ,カシカエデ,カシワ,カスミザクラ,カツラ,ガマズミ,カマツカ,カワヤナギ,キタコブシ,キハダ,キリ,キンキマメザクラ,クサギ,クヌギ,クマシデ,クマノミズキ,クリ,クロマツ,ケカマツカ,ケヤキ,ケヤマハンノキ,ケンボナシ,コゴメヤナギ,コシアブラ,コナラ,コハウチワカエデ,コミネカエデ,ゴンズイ,サイカチ,ザイフリボク,サクラバハンノキ,サワグルミ,サウシバ,サウラ,シナノガキ,シナノキ,シャシャンボ,ジャヤナギ,シュロ,シラキ,シロダモ,スギ,スダジイ,ズミ,ソヨゴ,タカノツメ,タチヤナギ,タブノキ,タムシバ,チドリノキ,ツシマナナカマド,デワノトネリコ,トチノキ,トネリコ,ナンキンナナカマド,ニガキ,ニセアカシア¹⁰,ニワトコ,ヌルデ,ネジキ,ネズミサシ,ネズミモチ,ネムノキ,ハウチワカエデ,ハクウンボク,ハゼノキ,ハリギリ,ハンノキ,ヒサカキ,ヒトツバカエデ,ヒノキ,ヒノキアスナロ,ヒメヤシャブシ,ヒロハゴマギ,ブナ,ホオノキ,マルバアオダモ,ミズキ,ミズナラ,ミツデカエデ,ミネカエデ,メクスリノキ,モチノキ,モミ,ヤブツバキ,ヤブニッケイ,ヤマウルシ,ヤマガキ,ヤマザクラ,ヤマトアオダモ,ヤマナラシ,ヤマハンノキ,ヤマボウシ,ヤマモミジ,ヨグソミネバリ,ヨコグラノキ,リョウブ,ワタゲカマツカ</p> <p>計133種</p>
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種	<p>アカシデ,アベマキ,イヌエンジュ,イヌシデ,ウラジロノキ,エゾイタヤ,オオモミジ,オニグルミ,オヒョウニレ,カシワ,カスミザクラ,カツラ,キタコブシ,キハダ,クヌギ,クリ,ケヤキ,ケヤマハンノキ,コナラ,シナノキ,ニセアカシア¹⁰,ハンノキ,ブナ,ホオノキ,ミズナラ,ヤマザクラ,ヤマナラシ,ヤマハンノキ,ヤマモミジ,リョウブ</p> <p>計29種</p>

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

樹種に応じて不要木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は県が定める天然更新完了基準により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採後5年以内を目安として定める。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工植栽により造成された森林、種子を供給する母樹が存しない森林等であって、天然更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、特定するものとする。

⁹ 対象樹種の詳細は、県農林総合研究センター林業試験場ホームページ「いしかわ樹木図鑑」を参照。

¹⁰ 希少種や在来種の植物を駆逐するなど、生態系に多大な影響を与えるおそれがある場所では、更新対象樹種としないこと。

3 間伐及び保育に関する事項

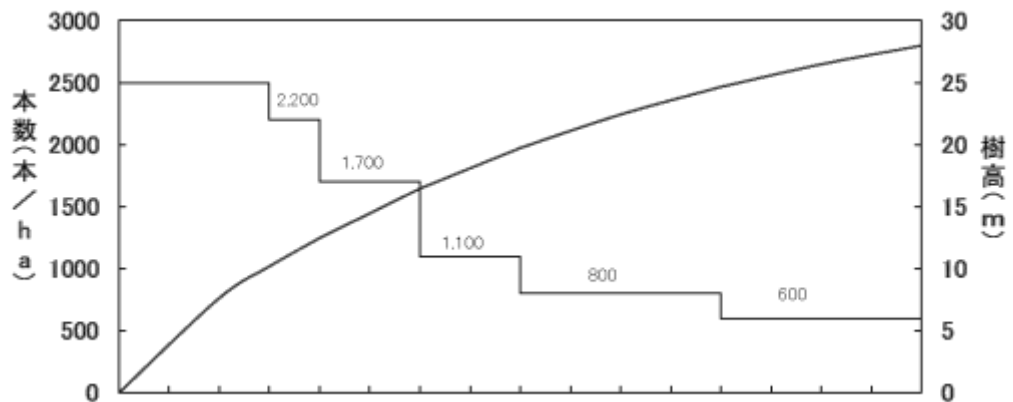
森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

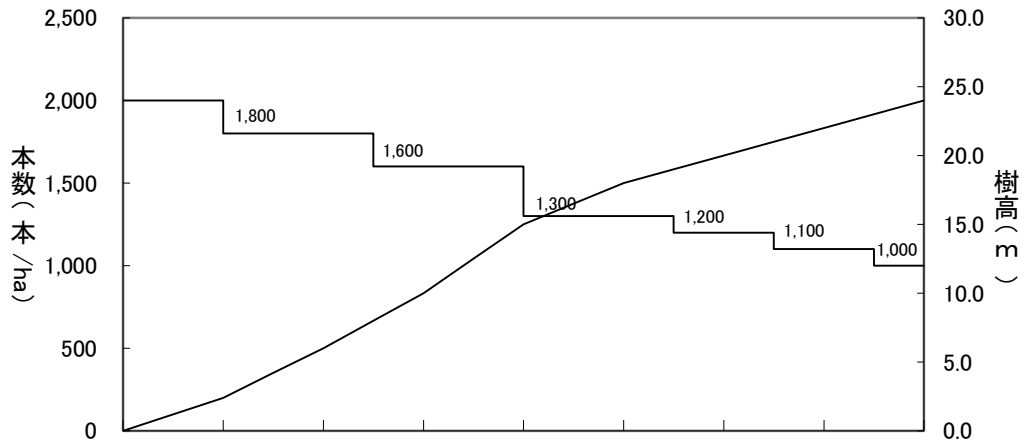
森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、下の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

スギ80年伐期施業（例¹¹）



見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80	
	樹高(m)	0	7.6	12.5	16.5	19.7	22.4	24.7	26.5	28	
	胸高直径(cm)	0	11.1	15.6	19.7	25.1	29.8	31.3	35.6	36.7	
	材積 (m ³ /ha)		116	212	300	462	553	622	750	763	853
保育基準	下刈り		8年生まで								
	雪起こし		10年生まで								
	枝打ち	枝打ち年		10	20	30	40				
		回数		1	2	3	4				
		枝下高(m)		1.0	4.5	7.0	9.0				
	除間伐	除間伐年			15	20	30	40		60	
		間伐本数(本)			300	500	600	300		200	
間伐率(%)				12	23	35	27		25		
間伐木の選定方法 ¹³											

アテ80年伐期施業（例¹²）



見込み		林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80	
見込み	樹高(m)	0	2.4	6.0	10.0	15.0	18.0	20.0	22.0	24.0		
	胸高直径(cm)	0	3.0	8.0	12.0	20.0	23.0	26.0	28.0	30.0		
	材積 (m ³ /ha)	0	-	-	-	299	455	564	674	720		
保育基準	下刈り			8年生まで								
	雪起こし			10年生まで								
	枝打ち	枝打ち年										
		回数			1	2		3		4		
		枝下高(m)			1.0	4.5		7.0		9.0		
	除間伐	除間伐年			15	25		40		55		
		間伐本数(本)			300	500		300		200		
		間伐率(%)			12	23		27		25		
	間伐木の選定方法 ¹³											

イ 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

作業種	林齢 樹種	林齢																摘要		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17以上	
補植	全樹種																			
倒木おこし	スギ/ヒノキ																			
	アテ																			
保残木処理	アテ																			
下刈	全樹種																			
つる切/除伐	スギ/ヒノキ																			
	アテ																			
枝打ち	スギ																			1回目：10年生前後（樹高5m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：30年生前後（樹高15m程度）
	ヒノキ/アテ																			1回目：12年生前後（樹高4m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：35年生前後（樹高13m程度）

¹¹ いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011 を参照。

¹² 石川県アテ林分密度管理図（石川県）を参照。

¹³ 間伐木の選定方法は、不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成をはかることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。

市町内の間伐または保育が適切に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、実施すべき間伐または保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図る。

(2) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意する。

(ア) 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあつては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成する。

ウ 立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するために間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を位置づけることができる。

エ 長伐期施業における人工林の枝打ち作業については、前項（1）イの基準よりも回数を減ずることができる。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、第2の1の（2）に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能」、「土地に関する災害防止及び土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健文化機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

木材等生産機能の維持増進を図る森林は、第2の1の（2）に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の立地条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について下表の事項を指針として設定する。

種 類	区域設定の基本指針
<small>かん</small> 水源涵養機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林 ・森林の機能の評価区分のうち、水源涵養機能が高である森林及びその周辺の森林 ・水源涵養保安林及びその周辺の森林 等

土地に関する災害防止 及び土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 ・森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 ・土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 ・地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 ・山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 ・海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 ・森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 ・防風、防霧、防潮保安林及びその周辺の森林 ・なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等
保健文化機能 維持増進森林	<p>（保健・レクリエーション機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等 <p>（文化機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 ・風致保安林 等 <p>（生物多様性保全機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林等

ア 森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと ・伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと ・伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
	択伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること ・伐採率が70%以下であること
	択伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること ・伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること ・伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること

(保健・レクリエーション機能、文化機能のみ)	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること ・それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積にに応じて補正した材積以上
------------------------	-----------	---

水源涵養機能維持増進森林は、下表のいずれかに該当する森林であり、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小する施策を推進する。

<p style="text-align: center;">水源涵養機能維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">大面積の伐採が行われがちな地域</p>
---	---

土地に関する災害防止及び土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため、下表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

<p style="text-align: center;">土地に関する災害防止及び土壌保全機能維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること <p>(イ) 地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること
<p style="text-align: center;">快適環境形成機能維持増進森林</p>	<p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>

保健文化機能 維持増進森林	(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）
------------------	--

保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の立地条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の木材等生産機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を下表の事項を指針として設定する。

機能の種類	区域設定の基本指針
木材等生産機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産を目的とする人工造林により造成された森林 ・ 土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高）、林木の成長が良い森林 ・ 道路に近く木材等の搬出に有利な森林 ・ 薪炭、きのこ原木、粗朶^{そだ}等の用途に供されている森林 ・ きのこ、山菜、その他の原材料等の生産地として利用されている森林 等

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。

(3) その他必要な事項

ア 希少な動植物の生息区域における森林施業の方法

希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する。

- ① 営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病虫害の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。
- ② 「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m³/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	100m/ha以上	25m/ha以上
	架線系 作業システム	45m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系 作業システム	40m/ha以上	15m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

育成単層林等においては、森林施業の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道整備に当たっては林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日森管第2591号）森林作業道については石川県森林作業道作設指針（平成23年4月1日森管第575号）による。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進

- ア 市町、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。
- イ かが森林組合で実施している「林産組合長制度」のように、森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。
- ウ 林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。
特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織など、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。
- エ 経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林施業計画の策定を推進することにより、森林の施業・経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。
- オ 森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、市町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林組合等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を強化する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

- ア 林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネージメント能力や高性能林業機械の操作技術など多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。
また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。
- イ 「林業労働対策基金」の活用等により、社会保険制度、退職金共済制度への加入促進や、福利厚生施設の充実等を図り、林業事業体の就労条件の改善を推進する。
- ウ 「林業労働力確保支援センター」を中心に、
① インターネットや求人情報誌を活用した新規参入者の募集
② 就業希望者への相談活動や事業体への指導
③ 新規就業者の養成研修の実施
④ 林業就業に必要な免許・資格等の取得研修や高性能林業機械の専門技術研修の実施等の取組の一層の推進を図り、林業就業者の確保と育成を図る。
- エ 社会保険への加入、通年雇用等の就労条件の改善に加え、事業体への林業就業者の安全確保等の指導徹底、機械化の推進による労働負荷の軽減等を進め、林業を若者にとっても魅力ある職場とするよう努める。

(3) 林業機械の導入の促進

- ア 人工林資源が収穫期を迎え、間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト間伐施業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラップル（集材）→プロセッサ（造材）→フォワーダ（積込・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。
- イ 小規模で分散している間伐等の施業地を集団化するため、森林所有者に対する間伐等の施

業の提案や地区単位に施業を推進する協力員の配置などを推進する。

ウ 民間機械メーカー等との連携により、素材生産用機械だけでなく、造林、育林用機械を含め、地形等の条件に適合し、森林施業に効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量、安価な林業機械の開発導入を図る。

エ 素材生産部門については、素材生産事業者と森林組合などと連携を進め事業者の協同組合など組織化を進め、高性能林業機械を活用したシステムによる効率的な素材生産が実施できる体制の構築を図る。

(4) 作業路等の整備

ア 森林の有する機能の区分に応じた路網整備を推進する。特に、木材等生産機能維持増進森林において、林業経営の長期受委託等により施業の団地化が図られる地域などに対して、路網整備を積極的に進め、低コスト林業の実現を図る。

イ 作業ポイントの設置等高性能林業機械システムに配慮した路網整備を推進する。

(5) 県産材製品の加工流通体制の強化

ア 原木市場における丸太自動選別機等の効率的な利用の推進、並材の定価販売の推進や販売方法の改善による販売ロットの拡大や流通簡素化、情報機器の整備等による情報発信機能の充実など、原木市場機能の充実強化を促進する。

また、安定的かつ効率的な原木流通体制を図るためストックポイント等の整備を推進する。

イ 高度化する消費者ニーズに対応した品質・性能が確かな県産材製品の安定供給を図るため、意欲の高い事業者が中心となって、協同利用の木材乾燥施設整備の推進など、木材加工流通施設の導入を推進する。

また、木材乾燥施設の熱源へ利用できる木質廃材処理施設の導入を推進する。

ウ 地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、民有林及び国有林の連携、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図る。

エ 間伐材生産量の増加に伴う小径材等の有効利用を進めるため、合板原料等での利用を推進する。

(6) その他必要な事項

山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化など山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。

第3. 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項（土地の形質の変更にあって留意すべき事項）

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とす

る森林の面積を定める。

また、計画期間内に実施すべき治山事業の数量について定める。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる要整備森林について、実施すべき森林施業等を定める。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林について、松くい虫等の森林病害虫による被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

近年増加しつつある野生動物による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や集落周辺の森林の整備を通じたバッファゾーン（緩衝地帯）の設置等によって、森林被害の拡大防止を図る。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

県、市町及び森林組合等の林業事業体職員のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病害虫等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずることとする。また、林業試験場を主体として森林病害虫被害や獣害の防除技術の構築に向けた試験研究を行うとともに、松くい虫やアテ漏脂病などに対する抵抗性を有する育種技術の開発を推進する。

第4 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資原の構成、周辺の森林レクリエーションの利用動向などを勘案した計画事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の保健機能の高い森林のうち自然環境の保全に配慮し、地域の実情、利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当と認められる森林をいう。

また、対象とする森林への施業実施の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みがある次のような森林について設定すること。

- ア 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林
- イ 多様な樹種、林相からなり明暗、色調の変化を有する森林
- ウ 多様な樹種からなり、かつ林木が適当な間隔で配置されている森林
- エ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林
- オ 史跡、名勝等と一体となった潤いのある自然景観を構成している森林

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図

るとともに、施設の設置に伴う森林の水資源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に十分に配慮しつつ、次のような多様な施業を実施すること。

(ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う択伐による施業

(イ) 裸地化の回避を行うことで公益約機能の維持を図ることができるような施業

(ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業など

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫などの生息環境の保全などのため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化など）など、その管理手法について十分に配慮すること。

イ 保健機能森林の区域内に於ける森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

(ア) 周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。

(イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。

(ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。

(エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。

(オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。

(カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。

(キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

第5. その他必要な事項

1 森林簿等の取扱いに関する事項

地域森林計画の樹立及び変更にあたり、森林計画区内の地況、林況等を調査して作成した森林簿、森林計画図及びその他必要な図面等（以下、森林簿等という。）は、施業の集約化の促進及び森林の適切な施業に欠かせない情報インフラであり、個人情報保護に配慮しつつ、県、市町及び林業関係者において一層の利活用を図る。

このため、森林簿等の適正な管理と利用促進のための取扱いに関し必要な事項を「石川県森林簿等取扱い要領」に定め、森林簿等の更新のための情報共有など、関係市町や林業事業者等との緊密な連携に努める。

2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項

施業の集約化の促進及び森林の適切な施業の実施には、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林GIS等を活用し、森林に関するデータベースの整備に努める。

森林に関するデータベースには、森林簿等のほか、施業履歴、林道網、保安林等の様々な情報が含まれており、業務分担を踏まえて、森林に関する情報の管理者を定め、効率的な情報の集約、更新方法を定める等連携の体制づくりに努める。

第3章 計画事項（能登森林計画区編）

第3章では、森林計画区の概況のほか、第1章で述べた石川県の基本的な指針に沿って地域森林計画を実行するために必要な、計画区内の森林の整備に関する目標等の事項を定める²。

第1. 計画の対象とする森林の区域¹

単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		143,792
市 町 村 別 内 訳	七 尾 市	20,282
	輪 島 市	32,549
	珠 洲 市	18,104
	羽 咋 市	2,905
	か ほ く 市	2,431
	津 幡 町	5,618
	内 灘 町	237
	志 賀 町	16,088
	宝 達 志 水 町	7,026
	中 能 登 町	5,032
	穴 水 町	13,452
能 登 町	20,066	

第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況 (平成25年度末)	計 画 期 末
面 積	育成単層林	70,249	66,523
	育成複層林	2,339	6,066
	天然生林	65,990	65,990
合計森林蓄積 千m ³ /ha		46,337	46,972

¹ 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の私有林とする。

なお、計画の対象とする森林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（2）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）及び（2）の事項の対象となる。

（1） 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

（2） 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

² 森林計画図の縦覧場所は、石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部及び上記市町役場とする。

第3. 森林の整備に関する事項

1 計画期間内の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,762	3,652	110	1,436	1,326	110	2,365	2,365	—

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	33,790
前半5カ年の計画量	16,895

3 人工造林・天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,557	8,756
前半5カ年の計画量	878	3,423

4 天然更新に関する指針

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

計画区内の天然更新の対象樹種について、第2章第3の2の(2)のアの表に加え、下表を対象樹種として指定する。

天然更新の対象樹種	イヌガシ,カゴノキ,ケケンポナシ,シキミ, ヒロハアオダモ,モクゲンジ 計6種
-----------	--

第4. 森林の保全に関する事項

1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

所在 市 町	面積	留意すべき事項	備 考
七尾市	1,143.31	1 立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。 2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合には必要最小限の規模にとどめ、必要に応じ土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林 (1) 水源涵養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 飛砂防備 (5) 水害防止 (6) なだれ防止 (7) 落石防止 (8) 魚つき
輪島市	3,855.95		
珠洲市	1,589.03		
羽咋市	547.53		
かほく市	369.62		
津幡町	691.28		
内灘町	302.73		
志賀町	350.99		
宝達志水町	1,699.38		
中能登町	1,565.65		
穴水町	1,513.10		
能登町	1,145.64		
合 計	14,774.21		

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積
総数(実面積) ³	20,789
水源涵養のための保安林	12,582
災害防備のための保安林	7,100
保健、風致の保存等のための保安林	6,193

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林	-	-	4,955	1,121	5,490
災害の防備のための保安林	-	-	446	161	446
保健・風致の保存等のための保安林	-	-	647	647	972

³総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

保安林の指定又は解除を相当とする森林

単位 面積：ha

指定解除の別	種類	森林の所在		面積 ³	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	区域		
指定	水源涵養	七尾市	一円	142	水源の涵養
		輪島市		310	
		珠洲市		318	
		羽咋市		40	
		かほく市		10	
		津幡町		40	
		志賀町		56	
		宝達志水町		20	
		中能登町		40	
		穴水町		420	
		能登町		298	
		計		1,694	
	土砂流出防備	七尾市	一円	182	土砂の流出の防備
		輪島市		229	
		珠洲市		158	
		羽咋市		28	
		かほく市		23	
		津幡町		48	
		志賀町		92	
		宝達志水町		58	
		中能登町		48	
		穴水町		96	
		能登町		192	
		計		1,154	
	土砂崩壊防備	七尾市	一円	164	土砂の崩壊の防備
		輪島市		264	
		珠洲市		168	
		羽咋市		24	
		かほく市		14	
		津幡町		38	
		志賀町		106	
		宝達志水町		38	
		中能登町		34	
		穴水町		86	
		能登町		206	
		計		1,142	
	干害防備	七尾市	一円	33	干害の防備
		輪島市		21	
		珠洲市		29	
		羽咋市		5	
		志賀町		17	
		宝達志水町		5	
		中能登町		1	
穴水町		33			
能登町		12			
計	156				
なだれ防止	七尾市	一円	12	なだれの防止	
	輪島市		6		
	珠洲市		5		
	計		23		
保健等	七尾市	一円	42	生活環境の保全及び公衆の保健休養に資するため	
	輪島市		34		
	珠洲市		14		
	羽咋市		5		
	志賀町		8		
	宝達志水町		5		
	中能登町		2		
	穴水町		8		
	能登町		7		
計	125				
計			4,294		

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市町村	区域		前年5か年分の計画	
七尾市	大泊	1	0	森林整備
	佐々波	1	0	溪間工・森林整備
	矢田	1	1	山腹工・溪間工
	佐野	2	1	溪間工
	万行	3	1	山腹工・溪間工
	麻生	1	0	溪間工
	古府	1	1	溪間工
	三引	1	0	溪間工
	瀬嵐	1	1	山腹工
	外原	1	0	森林整備
	中島	1	0	森林整備
輪島市	二穴	1	0	山腹工
	明前	1	0	山腹工・森林整備
	石休場	1	0	溪間工・森林整備
	市ノ瀬	3	0	山腹工・溪間工
	大川	1	1	山腹工
	久手川	1	0	山腹工
	興徳寺	1	1	山腹工・溪間工
	野田	1	1	溪間工・山腹工・森林整備
	白米	1	0	山腹工・森林整備
	鈴屋	1	1	溪間工
	惣領	1	1	森林整備
	曾々木	1	1	山腹工
	空熊	3	0	溪間工・山腹工・森林整備
	宅田	3	3	溪間工・森林整備
	長井	2	2	溪間工・森林整備
	縄又	2	0	溪間工・森林整備
	東中尾	1	1	山腹工・溪間工
	深見	6	4	溪間工・山腹工・森林整備
	別所谷	1	0	山腹工
	浦上	1	0	森林整備
	貝喰	1	0	溪間工
	清水	1	0	山腹工・森林整備
	田村	1	0	森林整備
	千代	2	2	溪間工・山腹工
	中谷内	1	1	山腹工・森林整備
	樽見	1	1	山腹工
深見	2	0	溪間工・森林整備	
鹿磯	1	1	山腹工	
二又川	4	4	森林整備	
南	2	0	溪間工・森林整備	
珠洲市	岡田	1	1	溪間工・森林整備
	折戸	1	1	山腹工・森林整備
	宝立	2	2	山腹工
	片岩	2	2	溪間工・山腹工
	上正力	1	1	溪間工
	唐笠	1	1	山腹工
	清水	2	1	溪間工・山腹工・森林整備
	狼煙	3	3	溪間工・山腹工
	引砂	1	1	森林整備
	鉢ヶ崎	1	1	森林整備
	馬線	1	0	溪間工
	南山	1	0	溪間工・山腹工
	南方	1	1	山腹工・森林整備
	東山中	2	0	溪間工・森林整備
羽咋市	杉山	1	0	溪間工
	粟生	1	1	森林整備
	大町	2	2	溪間工・山腹工・森林整備

	酒井	3	1	溪間工・山腹工・森林整備
	千里浜	1	1	森林整備
	本江	1	1	溪間工
	柴垣	2	2	森林整備
	四柳	1	1	溪間工・森林整備
	鹿島路	1	1	溪間工
	滝谷	1	0	山腹工
かほく市	宇土野	1	0	山腹工
	野寺	1	0	溪間工・森林整備
	二ツ屋	1	0	森林整備
	箕打	2	0	溪間工・森林整備
	白尾	1	1	森林整備
	秋浜	1	1	森林整備
	大崎	1	1	森林整備
津幡町	上田名	3	3	溪間工・森林整備
	瓜生	3	1	溪間工・森林整備
	上大田	2	1	溪間工・森林整備
	俱利伽羅	1	1	山腹工・森林整備
	上藤又	1	1	溪間工・森林整備
	加茂	1	1	溪間工・森林整備
	倉見	1	1	溪間工・森林整備
内灘町	御門	1	1	山腹工
	下河合	1	0	山腹工
	大根布	2	1	森林整備
志賀町	西海千ノ浦	1	1	森林整備
	高浜	1	1	森林整備
	長沢	1	1	森林整備
	貝田	1	1	山腹工
	堀松	1	0	溪間工
宝達志水町	二所宮	1	0	溪間工
	敷浪	1	1	森林整備
	清水原	1	0	山腹工
	所司原	3	0	溪間工・森林整備
	下石	1	0	溪間工
	菅原	1	0	山腹工
	出浜	1	1	森林整備
	原	3	0	溪間工・森林整備
	柳瀬	1	0	森林整備
	聖川	1	0	溪間工
	萩市	1	0	山腹工
	東間	2	2	森林整備
中能登町	米出	1	0	森林整備
	宝達	8	1	溪間工・山腹工・森林整備
	井田	1	0	森林整備
	小竹	1	0	森林整備
	久乃木	1	1	森林整備
	芹川	1	0	溪間工
	曾祢	2	1	溪間工・森林整備
六水町	原山	1	0	森林整備
	金山	1	0	溪間工
	小又	1	0	山腹工
	桂谷	1	1	山腹工・森林整備
	甲	1	0	山腹工・森林整備
	上中	1	0	森林整備
	川島	1	0	山腹工
	木原	1	0	山腹工・森林整備
能登町	越渡	2	0	山腹工・森林整備
	曾福	5	0	森林整備
	竹太	1	0	山腹工・森林整備
	波志借	2	1	山腹工・森林整備
	小浦	1	0	溪間工・山腹工
	波並	2	0	森林整備

	武 連	3	0	森林整備
	五十里	1	0	山腹工
	上 町	1	0	溪間工
	長 尾	1	1	溪間工・森林整備
	北河内	1	0	森林整備
	笹 川	1	1	山腹工・森林整備
	野 田	1	1	溪間工
計		191	84	

第5. その他の計画量

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林⁴の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
水源涵養保安林	七尾市	922.28	1. 主伐の方法 択伐 伐採種を定めない。 2. 主伐できる森林の 林齢 市町村森林整備計画 において定められてい る標準伐期齢以上とす る。	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	3,097.85		
	珠洲市	991.14		
	羽咋市	140.79		
	かほく市	177.09		
	津幡町	615.41		
	志賀町	184.92		
	宝達志水町	1,351.41		
	中能登町	723.31		
	穴水町	1,467.85		
能登町	1,027.68			
計	10,699.73			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林	七尾市	169.96	1. 主伐の方法 禁伐 択伐 伐採種を定めない。 2. 主伐できる森林の 林齢 市町村森林整備計画 において定められてい る標準伐期齢以上の ものとする。	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	686.40		
	珠洲市	544.24		
	羽咋市	333.31		
	かほく市	34.23		
	津幡町	67.03		
	志賀町	49.17		
	宝達志水町	208.65		
	中能登町	833.60		
	穴水町	30.38		
能登町	73.07			
計	3,030.04			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
土砂崩壊防備保安林	七尾市	33.71	1. 主伐の方法 禁伐 択伐 2. 主伐できる森林の 林齢 市町村森林整備計画 において定められてい る標準伐期齢以上の ものとする。	
	輪島市	40.18		
	珠洲市	15.54		
	羽咋市	3.65		
	かほく市	0.90		
	津幡町	8.84		
	志賀町	3.03		
	宝達志水町	21.69		
	中能登町	8.74		
	穴水町	11.54		
能登町	21.14			
計	168.96			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
飛砂防備保安林	輪島市	29.54	1. 主伐の方法 皆伐 択伐 2. 主伐できる森林の 林齢	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種
	珠洲市	31.21		
	羽咋市	68.90		
	かほく市	157.40		
	内灘町	302.73		

⁴重複制限林は、(附)参考資料2-(5)制限林の種類別面積による。

	志賀町	100.60	市町村森林整備計画 において定められてい る標準伐期齢以上のも のとする。	スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	宝達志水町	117.63		
	計	808.01		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
防風保安林	七尾市	0.53	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる森林の林齢 市町村森林整備計画において定 められている標準伐期齢以上のも のとする。	
	輪島市	15.65		
	羽咋市	22.01		
	志賀町	87.54		
	能登町	0.21		
	宝達志水町	0.23		
計	126.17			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
潮害防備保 安林	輪島市	61.89	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐の林齢 市町村森林整備計画において 定められている標準伐期齢以上とする。	
	羽咋市	2.00		
	計	63.89		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
航行目標保 安林	輪島市	1.89	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる森林の林齢 市町村森林整備計画において定 められている標準伐期齢以上のも のとする。	
	珠洲市	7.83		
	志賀町	14.43		
	穴水町	35.22		
	計	59.37		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林	七尾市	315.56	1. 主伐の方法 禁伐 択伐 伐採種を定め ない 2. 主伐できる森林の 林齢 市町村森林整備計画 において定められてい る標準伐期齢以上とす る。	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	1,141.51		
	珠洲市	612.37		
	羽咋市	107.99		
	かほく市	78.36		
	津幡町	360.13		
	内灘町	144.13		
	志賀町	142.56		
	宝達志水町	573.39		
	中能登町	759.97		
	穴水町	651.67		
	能登町	134.40		
計	5,022.04			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
風致保安林	七尾市	0.89	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる森林の林齢 市町村森林整備計画において定め られている標準伐期齢以上とする。	
	羽咋市	2.43		
	能登町	13.55		
	計	17.58		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
なだれ防止 保安林	能登町	7.95	禁伐	
	計	7.95		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
落石防止保安林	七尾市	0.03	禁伐	
	輪島市	0.76		
	計	0.79		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
魚つき保安林	七尾市	17.33	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる森林の 林齢 市町村森林整備計画に おいて定められている標 準伐期齢以上とする。	
	輪島市	1.22		
	珠洲市	6.90		
	羽咋市	0.88		
	志賀町	13.27		
	穴水町	3.33		
	能登町	15.80		
計	58.73			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園特別保護地区	七尾市	1.89	別注 ⁵ に定めるとおり	
	輪島市	84.41		
	計	86.30		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第1種特別地域	七尾市	19.17	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	315.89		
	珠洲市	66.19		
	羽咋市	7.81		
	志賀町	74.45		
	中能登町	21.51		
	穴水町	7.90		
	能登町	22.75		
計	535.67			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第2種特別地域	七尾市	963.26	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	455.50		
	珠洲市	553.37		
	羽咋市	251.15		
	志賀町	405.81		
	宝達志水町	63.38		
	中能登町	144.29		
	穴水町	130.68		
	能登町	79.48		
計	3,046.92			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第3種特別地域	七尾市	625.24	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	576.24		
	珠洲市	43.15		
	中能登町	51.20		
	穴水町	153.91		
	能登町	56.04		
計	1,505.78			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保 全特別地域	珠洲市	5.00	禁伐	自然環境保全地域の保 全計画による。
	計	5.00		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地	七尾市	89.43	択抜による当該森林の 年成長率に前回の択伐 の終わった日を含む伐 採年度から伐採しよう とする前伐採年度まで の年度数を乗じて算出 するものとする。(た だし、その算出された 率が10分の3を越え るときは10分の3と する。)	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか 3. 砂防法第4条砂防 指定地管理規則第 3条の規定の定め るところによる
	輪島市	174.00		
	珠洲市	329.45		
	羽咋市	54.62		
	かほく市	9.14		
	津幡町	45.28		
	志賀町	170.92		
	宝達志水町	108.10		
	中能登町	196.16		
	穴水町	12.06		
	能登町	181.34		
	計	1,370.50		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
鳥獣保護区 特別保護地 区	輪島市	114.59	別注 ⁷ に定めるとおり	
	かほく市	3.97		
	津幡町	71.68		
	志賀町	21.52		
	中能登町	56.57		
	計	268.33		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
史跡名勝天 然記念物	七尾市	4.38	禁伐	
	輪島市	41.80		
	珠洲市	13.54		
	羽咋市	7.30		
	かほく市	0.36		
	志賀町	3.08		
	宝達志水町	2.30		
	中能登町	306.91		
	能登町	1.36		
	計	381.03		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜崩壊 危険地区	七尾市	97.18	択抜による当該森林の 年成長率に前回の択伐 の終わった日を含む伐 採年度から伐採しよう とする前伐採年度まで の年度数を乗じて算出 するものとする。(た だし、その算出された 率が10分の3を越え るときは10分の3と する。)	急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律第7条に定め るところによる。
	輪島市	100.69		
	珠洲市	15.52		
	羽咋市	0.00		
	かほく市	3.73		
	津幡町	27.70		
	内灘町	0.00		
	志賀町	0.39		
	宝達志水町	16.63		
	中能登町	0.32		
	穴水町	9.48		
	能登町	111.38		
	計	383.02		

⁴特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林は原則として禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

⁵特別地域における制限

1 第一種特別地域

第一種特別地域の森林は原則として禁伐とする。ただし、1のただし書きに掲げるもののほか、以下の各号の定める要件に該当するものは、風致維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができる。

イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が該当区分の現在蓄積の10%以内であること。

ロ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。

2 第二種特別地域

イ 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。

ロ 国定公園及び県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。

ハ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

ニ 択伐率は用材林においては、当該森林め年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から、伐採しようとする伐採年度の前年までの期間を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3をこえるときは、10分の3とする。また薪炭林においては60%以内とする。

ホ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境安全部長が、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。

ヘ 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。

ト 皆伐法に上る場合はその伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

3 第三種特別地域

第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

⁶鳥獣保護区特別保護地区における施業要件

1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度がとくに著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあたっては、伐採種は定めない。

2 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

位置 (市町・地区)	路線名	種類	(区分)	延長	利用区域 面積	単位 延長：km 面積：ha		
						前半5カ年の 計画箇所	対図面 番号	
珠 洲 市	折戸町	木ノ浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7001
	宝立町	加護線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7004
	宝立町	柏原線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○	7005
	宝立町	春日野線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7006
	若山町	延武線	自動車道	林業専用道	—	7ha	○	7015
	若山町	北山線	自動車道	林道	—	184ha		4004
	若山町	経念2号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7016
	正院町	岡田線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7017
	清水町	兵田線	自動車道	林道	—	30ha		7002
	真浦町	真浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7007
	三崎町	栗津線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7008
	三崎町	大屋線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7009
	三崎町	杉山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7010
	若山町	火宮線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○	7011
			計	6km				
穴 水 町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7051	
	曾福線	自動車道	林業専用道	—	51ha	○	7053	
	宇留地2号線	自動車道	林道	—	25ha		7065	
	定広桂谷線	自動車道	林道	—	65ha		7066	
	鹿路2号線	自動車道	林道	—	44ha		7067	
	曾福2号線	自動車道	林道	—	25ha		7068	
	曾福3号線	自動車道	林道	—	60ha		7069	
	藤巻2号線	自動車道	林道	—	40ha		7070	
	丸山2号線	自動車道	林道	—	75ha		7071	
	越渡1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7059	
	河内2号線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○	7055	
	河内4号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○	7057	
	河内5号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○	7058	
	下唐川線	自動車道	林業専用道	—	22ha	○	7062	
汁谷線	自動車道	林業専用道	—	46ha	○	7063		
			計	12km				
能 登 町	赤畑線	自動車道	林道	—	184ha	○	4286	
	秋吉線	自動車道	林道	—	91ha		7107	
	笹谷内線	自動車道	林道	—	37ha		5340	
	滝林線	自動車道	林道	—	32ha		5325	
	田代線	自動車道	林道	—	222ha		3035	
	溜水線	自動車道	林道	—	50ha		7108	
	長峰線	自動車道	林道	—	38ha		4078	
	満泉寺線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7105	
	長峰線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7106	
			計	7km				
輪 島 市	美谷町	美谷2号線	自動車道	林道	—	50ha		7155
	町野町	敷戸線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7157
	三井町	与呂見線	自動車道	林道	—	92ha		4427
	大沢町	大沢4号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7164
	三井町	跡次山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7165
門前町	広岡線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7167	

	門前町	貝吹線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7169
	門前町	天笠山線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7170
	門前町	勝田線	自動車道	林道	—	34ha		7171
	門前町	サビヤ山線	自動車道	林道	—	680ha		2041
	門前町	猿山3号線	自動車道	林道	—	30ha		7172
	門前町	白禿椎木線	自動車道	林道	—	40ha		7173
	門前町	南線	自動車道	林道	—	35ha		7174
	惣領町	惣領線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7175
	門前町	山崎線	自動車道	林業専用道	—	20ha		7176
	門前町	西線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7177
	門前町	広野線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7178
	上山町	上山線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7152
	熊野町	熊野2号	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7153
	三井町	大畑山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7158
	三井町	波部谷内線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7159
	三井町	細谷新保線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7160
				計		11km		
七尾市	鵜浦町	西谷線	自動車道	林道	—	40ha		5034
	此木町	此木2号線	自動車道	林道	—	40ha		7201
	中島町	安俱崎線	自動車道	林道	—	100ha		7202
	多根町	多根4号線	自動車道	林業専用道	—	25ha	○	7204
	鵜浦町	鵜浦2号線	自動車道	林業専用道	—	43ha	○	7207
	中島町	河内1号線	自動車道	林業専用道	—	28ha	○	7211
	中島町	河内2号線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7212
	中島町	土川線	自動車道	林業専用道		15ha	○	7231
	中島町	土川2号線	自動車道	林業専用道		3ha	○	7232
				計		9km		
羽咋市	福水町	割石線	自動車道	林道	—	119ha		5035
	福水町	福水1号線	自動車道	林業専用道	—	36ha		7213
				計		3km		
志賀町		山崎1号線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7215
		草木高田線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7218
		釈迦堂3号線	自動車道	林業専用道		5ha		7233
		大鳥居線	自動車道	林業専用道		10ha	○	7234
		今田線	自動車道	林業専用道		3ha		7235
				計		3km		
宝達志水町		平床線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○	7220
		海老坂線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7221
		原線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7222
		上田線	自動車道	林業専用道	—	20ha		7223
		吉野屋線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7224
				計		4km		
中能登町		鹿島1号線	自動車道	林道	—	202ha		7226
		鹿島2号線	自動車道	林道	—	30ha		7227
		丸山線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7229
		一林班1号線	自動車道	林業専用道		5ha	○	7236
		角間2号線	自動車道	林業専用道		5ha	○	7237
		コ口サ線	自動車道	林業専用道		3ha	○	7238
		大池線	自動車道	林業専用道		3ha	○	7239
		平沢口線	自動車道	林業専用道		5ha	○	7240
		杓ヶ峠線	自動車道	林業専用道		5ha	○	7241
				計		7km		
	八野町	八野線	自動車道	林業専用道	—	6ha		7600

か ほ く 市	野寺町	野寺9号線	自動車道	林業専用道	—	6ha		7607
	箕打町	箕打1号線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7609
	若緑町	若緑線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○	7610
	若緑町	若緑2号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○	7611
	上山田町	上山田線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7614
	黒川町	黒川線	自動車道	林業専用道	—	6ha		7601
	箕打町	明乗寺1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha		7602
	黒川町	明乗寺3号線	自動車道	林業専用道	—	11ha		7603
	野寺町	野寺2号線	自動車道	林業専用道	—	5ha		7604
	野寺町	野寺7号線	自動車道	林業専用道	—	5ha		7605
	野寺町	野寺8号線	自動車道	林業専用道	—	6ha		7606
					計	9km		
津 幡 町	西山線	自動車道	林道	—	120ha	○		6013
	上野線	自動車道	林業専用道	—	86ha	○		7614
	大滝線	自動車道	林業専用道	—	5ha			7615
	三国2号	自動車道	林業専用道	—	5ha	○		7622
	三国3号	自動車道	林業専用道	—	5ha			7623
	谷内線	自動車道	林業専用道	—	5ha			7624
	牛首4号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○		7619
	上大田2号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○		7620
	瓜生線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○		7621
	トツタン線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○		7616
	大吉原線	自動車道	林業専用道	—	3ha			7617
	柳沢線	自動車道	林業専用道	—	9ha			7618
					9km			
計	114 路線				80km			

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積
珠 洲 市	上戸町	山去線	自動車道	舗装	—	426ha
	大谷町	坂石山線	自動車道	改良	—	327ha
	正院町	八ヶ山線	自動車道	改良	—	351ha
	仁江町	仁江線	自動車道	改良	—	551ha
	宝立町	小屋線	自動車道	改良	—	240ha
	宝立町	法住寺線	自動車道	舗装	—	147ha
	若山町	大滝線	自動車道	改良	—	205ha
	若山町	小鮎山線	自動車道	改良	—	245ha
	若山町	宝立山線	自動車道	改良	—	750ha
	若山町	南山線	自動車道	改良	—	69ha
	若山町	南山線	自動車道	舗装	—	69ha
	若山町	吉ヶ池線	自動車道	改良	—	182ha
計	11 路線			改良	26 箇所	
				舗装	7km	
町 穴 水	大坪線	自動車道	舗装	—		76ha
	乙ヶ崎線	自動車道	改良	—		155ha

	上中線	自動車道	改良	—	117ha	
	黒古線	自動車道	舗装	—	105ha	
	越渡線	自動車道	改良	—	37ha	
	志ヶ浦1号線	自動車道	改良	—	136ha	
	志ヶ浦2号線	自動車道	改良	—	72ha	
	汁谷線	自動車道	舗装	—	108ha	
	曾福線	自動車道	改良	—	475ha	
	根木2号線	自動車道	改良	—	95ha	
	挾石線	自動車道	改良	—	96ha	
	丸山線	自動車道	舗装	—	131ha	
	12路線		改良	9箇所		
			舗装	5km		
鳳 珠 郡 能 登 町	大箱鉢伏線	自動車道	改良	—	256ha	
	大谷内線	自動車道	舗装	—	104ha	
	河ヶ谷線	自動車道	舗装	—	114ha	
	久亀屋線	自動車道	舗装	—	47ha	
	滝ノ坊線	自動車道	改良	—	53ha	
	滝ノ坊線	自動車道	舗装	—	53ha	
	滝林線	自動車道	舗装	—	32ha	
	田代線	自動車道	改良	—	265ha	
	寺分線	自動車道	舗装	—	33ha	
	当目線	自動車道	改良	—	77ha	
	鉢伏山線	自動車道	改良	—	297ha	
	宮地線	自動車道	舗装	—	220ha	
	山口線	自動車道	改良	—	138ha	
	山中線	自動車道	舗装	—	76ha	
	吉谷線	自動車道	改良	—	43ha	
	14路線		改良	19箇所		
			舗装	8km		
輪 島 市	石休場町	神田川線	自動車道	改良	—	550ha
	鵜入町	鵜入線	自動車道	改良	—	131ha
	小池町	小池2号線	自動車道	舗装	—	64ha
	小池町	牧山線	自動車道	舗装	—	77ha
	大沢町	大沢線	自動車道	改良	—	246ha
	大野町	大野線	自動車道	改良	—	20ha
	久手川町	久手川線	自動車道	改良	—	274ha
	惣領町	高鉢線	自動車道	改良	—	55ha
	滝又町	別所谷線	自動車道	改良	—	65ha
	二俣町	北谷線	自動車道	改良	—	335ha

	東印内町	八ヶ窪線	自動車道	舗装	—	86ha
	深見町	大箱鉢伏線	自動車道	改良	—	259ha
	房田町	房田線	自動車道	改良	—	31ha
	別所谷町	気勝山線	自動車道	改良	—	255ha
	別所谷町	気勝山線	自動車道	舗装	—	255ha
	別所谷町	八幡山線	自動車道	改良	—	305ha
	堀町	佐比野線	自動車道	改良	—	1,312ha
	町野町	黒峰線	自動車道	舗装	—	53ha
	町野町	鈴屋線	自動車道	改良	—	88ha
	町野町	寺山線	自動車道	舗装	—	325ha
	町野町	広江線	自動車道	舗装	—	112ha
	町野町	宝立山線	自動車道	改良	—	750ha
	三井町	下仁行線	自動車道	改良	—	69ha
	三井町	鶉谷内線	自動車道	改良	—	48ha
	門前町	足谷線	自動車道	舗装	—	70ha
	門前町	切挾線	自動車道	改良	—	246ha
	門前町	桜滝線	自動車道	改良	—	34ha
	門前町	サビヤ山線	自動車道	改良	—	680ha
	門前町	猿山2号	自動車道	改良	—	221ha
	門前町	高津線	自動車道	改良	—	144ha
	門前町	二百谷線	自動車道	改良	—	70ha
	門前町	百成大角間	自動車道	改良	—	93ha
	門前町	宮谷内線	自動車道	改良	—	30ha
	門前町	矢徳線	自動車道	改良	—	51ha
	門前町	山田線	自動車道	改良	—	108ha
	門前町	和尻線	自動車道	改良	—	194ha
	計	35 路線		改良	35 箇所	
				舗装	11km	
七尾市	鶴浦町	西谷線	自動車道	改良	—	48ha
	田鶴浜町	石灰地線	自動車道	改良	—	70ha
	中島町	別所岳線	自動車道	改良	—	518ha
	能登島町	田尻線	自動車道	改良	—	20ha
		計	4 路線		改良	7 箇所
				舗装	0km	
志賀町		御路宮線	自動車道	改良	—	207ha
		御路宮線	自動車道	舗装	—	207ha
		阿川線	自動車道	改良	—	167ha
		地頭日用線	自動車道	舗装	—	38ha
		大西線	自動車道	舗装	—	38ha

計	高位線	自動車道	舗装	—	58ha	
	徳田線	自動車道	舗装	—	56ha	
	山出線	自動車道	舗装	—	106ha	
	矢田線	自動車道	改良	—	170ha	
	大坂2号線	自動車道	改良	—	92ha	
	厚原線	自動車道	改良	—	86ha	
	10 路線		改良	12 箇所		
		舗装	9km			
羽 昨 市	大町	大町線	自動車道	舗装	—	91ha
	計	1 路線		舗装	1km	
宝 達 志 水 町	所司原線	自動車道	改良	—	381ha	
	仙の池線	自動車道	改良	—	71ha	
	仙の池線	自動車道	舗装	—	71ha	
	大葉谷支線	自動車道	舗装	—	36ha	
	追分線	自動車道	改良	—	168ha	
	宝達新宮線	自動車道	改良	—	676ha	
	5 路線		改良	11 箇所		
		舗装	2km			
中 能 登 町	長尾線	自動車道	改良	—	381ha	
	春木大槻線	自動車道	舗装	—	81ha	
	小金谷線	自動車道	改良	—	99ha	
	3 路線		改良	2 箇所		
		舗装	1km			
箕 打 町	高地谷線	自動車道	舗装	—	153ha	
	かほく市 計	1 路線		舗装	2km	
河 北 郡 津 幡 町	高津線	自動車道	改良	—	580ha	
	小屋谷線	自動車道	改良	—	529ha	
	大田東線	自動車道	改良	—	92ha	
	尾山線	自動車道	改良	—	144ha	
	小屋谷2号線	自動車道	改良	—	88ha	
	小屋谷2号線	自動車道	舗装	—	88ha	
	5 路線		改良	19 箇所		
		舗装	2km			
計	101 路線		改良	140 箇所		
			舗装	48km		

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町別土地面積及び森林面積

本計画区は、石川県北部に位置し、区域面積は217,343ha（県土面積の52%）で七尾市をはじめ5市7町が含まれる。東の一部は富山県に、南は加賀森林計画区の金沢市に隣接し、その他は能登半島として日本海に突き出ている。

本計画区の森林面積は144,178haで、うち民有林面積は143,792ha（99.7%）とほとんどが民有林である。

単位 面積：ha

区 分	森林面積			区域面積 ⁴
	総数 ¹	国有林 ²	民有林 ³	
総 計	144,178	386	143,792	217,343
七 尾 市	20,337	55	20,282	31,804
輪 島 市	32,588	39	32,549	42,636
珠 洲 市	18,156	51	18,104	24,720
羽 咋 市	2,909	5	2,905	8,196
か ほ く 市	2,435	4	2,431	6,476
津 幡 町	5,635	16	5,618	11,044
内 灘 町	237	—	237	2,038
志 賀 町	16,160	73	16,088	24,655
宝達志水町	7,074	47	7,026	11,168
中能登町	5,038	6	5,032	8,936
穴 水 町	13,487	35	13,452	18,324
能 登 町	20,122	55	20,066	27,346

(2) 地 況

ア 気候

日本海に突出し海流の影響を受けるため年平均気温のやや低い奥能登と気候の温かな中能登、口能登に区分される。輪島市における平年（2009～2013年）の年平均気温は14.9℃、年降水量は2,722mmで、積雪深の最大値は43cmである。

単位 年間降水量：mm、最高積雪量：cm

観測地 ⁵	年	気温（℃）			年間降水量	最高積雪量	主風の方向
		最高	最低	年平均			
輪 島	21	34.9	-2.0	14.8	2,292	13	南南西
	22	35.5	-2.0	15.1	2,859	33	西南西
	23	35.8	-4.0	14.8	2,467	43	西南西
	24	36.8	-3.9	14.8	2,676	36	南
	25	25.4	-4.0	15.0	3,318	18	南西

¹総数は端数整理の関係で内訳の計と一致しない場合がある。

²国有林面積は、林野庁所管（平成25年度末石川県森林管理署調べ）及び他省庁所管の森林面積（平成25年度県森林・林業要覧）。

³民有林面積は森林法第2条第3項の規定による民有林面積。

⁴区域面積は平成26年刊石川県統計書による。

⁵金沢地方気象台ホームページ「過去の観測データ」による。

イ 主要な山岳及び河川

邑知潟以北の北部山地（能登島を含む）は、高洲山（567m）を最高峰とし、丘陵性山地が広い面積を占める。南部山地は、石動山（565m）、碁石ヶ峰（461m）、宝達山（637m）を経て倶利伽羅峠に至る山地で、やや急峻な地形を呈する。全体的に標高300m以下の低い山地と丘陵地が大部分を占め平野に乏しい。

海岸砂丘は南西部の羽咋市から内灘町までの海岸線に沿って発達している。

単位 標高,延長：m

山 岳		河 川	
名 称	標 高	名 称	延 長
宝達山	637	町野川	21,480
高洲山	567	河原田川	18,650
石動山	565	八ヶ川	18,600
鉢伏山	544	米町川	17,120
宝立山	471	二宮川	14,780
碁石ヶ峰	461	大海川	13,520
猫ヶ岳	413	若山川	13,500
桑塚山	409	富来川	12,390
松ヶ瀬山	404	熊木川	12,390
河内岳	399	日用川	12,300
佐比野山	388	山田川	11,460
別所岳	358	熊淵川	11,300
高爪山	341	津幡川	10,980
大丸山	319	長曾川	10,250
		鵜飼川	10,240

ウ 地質及び土壌

地質については、地質時代（年代）別におおむね以下のとおり分布している。

地質	分布
変成岩類（片麻岩）、深成岩類（花崗閃緑岩、石英閃緑岩）	宝達山・石動山付近、能登北西部に分布
新第三紀、中新世前期の火山性岩石	能登中央部に広く分布
デーサイト質火砕岩、熔結凝灰岩、玄武岩熔岩	能登北部
安山岩質火砕岩・熔岩	能登中部
中新世、鮮新世・更新世前期の地層（砂礫岩、砂岩、泥岩などの碎屑岩、火山灰層、凝灰質 岩、石灰岩）	能登南部の山地、丘陵に分布
更新世中期の地層	七尾付近の小範囲、能登北部の高位の海岸段丘として分布
更新世後期堆積物	七尾、珠洲などの中位の海岸段丘として分布
完新世の堆積物	邑知潟平野の上層に広く分布（日本海沿岸砂丘を含む）

土壌の分布状況は、大部分が褐色森林土壌によって占められている。岩石地は能登半島沿岸部の波蝕地形の斜面に局部的に点在している。第三紀の堆積岩類や火山岩類を基岩とする丘陵性山地の緩斜面や山頂部に、地質時代に気候風化された赤黄色土壌が点在する。

また、海岸に近い丘陵性山地では未熟土壌の分布もみられる。黒ボク土壌は、緩斜面の小谷頭や段丘面で比較的安定した台地状地形のところに局部的にみられる。グライ土壌は、山間低地の水田跡地など排水不良なところに極めて小面積に点在している。

(3) 土地利用の現況⁶

本計画区域内の森林面積は144,178ha（総面積に対する割合66%）で、農地は23,736ha（11%）でうち水田は18,464ha、宅地面積は6,880haである。

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち住宅
総計	217,343	144,178	23,736	18,464	5,272	49,429	6,880
七尾市	31,804	20,337	3,542	3,160	382	7,925	1,248
輪島市	42,636	32,588	2,320	1,900	420	7,728	601
珠洲市	24,720	18,156	2,295	1,440	855	4,269	445
羽咋市	8,196	2,909	2,323	2,130	193	2,964	667
かほく市	6,476	2,435	1,311	779	532	2,730	703
津幡町	11,044	5,635	1,850	1,480	370	3,559	550
内灘町	2,038	237	581	101	480	1,220	304
志賀町	24,655	16,160	2,987	2,350	637	5,508	808
宝達志水町	11,168	7,074	1,514	1,280	234	2,580	421
中能登町	8,936	5,038	1,697	1,580	117	2,201	502
穴水町	18,324	13,487	1,210	854	356	3,627	249
能登町	27,346	20,122	2,106	1,410	696	5,118	382

(4) 産業別就業者数

ア 人口及び産業の状況⁷

本計画区の総人口は平成26年現在286,431人である。就業人口は149,858人である。就業状況は第一次産業10,444人（就業人口の7%）、第二次産業が43,669人（29%）、第三次産業が92,705人（62%）となっており農林業の占める割合は加賀森林計画区より高い。

単位 人数：人

区分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			計	農業	林業	水産業			
総計	286,431	149,858	10,444	7,460	603	2,381	43,669	92,705	3,040
七尾市	55,395	28,468	1,736	1,195	65	476	7,348	19,043	341
輪島市	27,845	13,850	1,902	1,069	154	679	3,480	7,842	626
珠洲市	15,056	7,437	1,091	775	60	256	1,948	4,384	14
羽咋市	22,229	10,783	597	541	16	40	3,482	6,614	90
かほく市	34,328	17,557	405	351	27	27	6,419	10,097	636
津幡町	36,930	18,671	449	406	40	3	5,350	12,601	271
内灘町	27,078	13,523	155	121	7	27	3,491	9,255	622
志賀町	20,946	10,617	1,122	839	27	256	3,517	5,938	40
宝達志水町	13,430	6,627	423	389	21	13	2,411	3,768	25
中能登町	6,183	9,065	436	412	18	6	3,189	5,119	321
穴水町	8,984	4,222	519	421	71	27	915	2,754	34
能登町	18,027	9,038	1,609	941	97	571	2,119	5,290	20

イ 交通

JR北陸線及び国道8号線、北陸自動車道等の幹線が南端の津幡町を通過し、関西、中部、関東への動脈となっている。

またこれらと接続し南北に縦断する交通機関としては、JR七尾線、のと鉄道、のと里山海道があり、能登と加賀を結んでいる。また国道159号線や249号線が半島を一周しており、国道160号線及び415号線が能登と富山県をつないでいる。このほか、県道、市町道等がこれらを補うように整備されている。

⁶平成26年刊市町村勢要覧による。

⁷総面積、農地及びその他面積は平成26年刊石川県統計書による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

民有林における人工林は72,330haで人工林率は50%と県平均40%に比べ高い。主な樹種別はスギ、アテ、マツである。

人工林の齢級構成は9 齢級以下が40,145ha（55%）と多く、間伐、枝打ち等の適正な保育管理の推進が課題である。

一方、天然林は66,301haでコナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m³

区 分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級			4 齢 級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総 数	143,791.85	46,337	900	116.33	0	0	566.06	5	1	1,142.67	36	5	2,602.05	198	20
総 数	総 数	138,578.90	46,337	900	116.33	0	0	566.06	5	1	1,142.67	36	5	2,602.05	198	20
	針葉樹	85,258.13	38,380	831	30.43	0	0	492.50	4	1	1,030.63	33	5	1,863.30	152	17
	広葉樹	53,320.77	7,957	69	85.90	0	0	73.56	1	0	112.04	4	0	738.75	46	2
人工林	総 数	72,330.19	29,491	797	500.40	0	0	1,084.08	14	3	1,931.27	81	12	3,237.36	282	32
	針葉樹	71,006.60	32,985	783	30.43	0	0	492.50	4	1	1,030.63	33	5	1,863.30	152	17
	広葉樹	1,292.59	150	2	11.09	0	0	34.36	0	0	55.93	2	0	62.11	3	0
天然林	総 数	66,300.75	12,713	126	11.97	0	0	56.84	1	0	678.05	27	2	19.21	1	0
	針葉樹	14,251.53	5,394	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広葉樹	52,028.18	7,807	68	74.81	0	0	39.20	0	0	56.11	2	0	676.64	43	2
竹 林	1,249.91															
無立木地	3,963.04															

区 分	5 齢 級			6 齢 級			7 齢 級			8 齢 級			9 齢 級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総 数	3,253.52	459	40	4,514.78	1,004	64	7,367.54	2,161	113	6,711.01	2,435	95	7,057.54	2,899	81
総 数	総 数	3,253.52	459	40	4,514.78	1,004	64	7,367.54	2,161	113	6,711.01	2,435	95	7,057.54	2,899	81
	針葉樹	3,136.43	451	40	4,404.61	995	64	7,297.78	2,154	113	6,593.07	2,422	95	6,564.65	2,839	80
	広葉樹	117.09	9	0	110.17	9	0	69.76	7	0	117.94	13	0	492.89	60	1
人工林	総 数	4,462.04	699	60	7,326.03	1,617	105	6,611.88	1,941	101	6,506.07	2,388	91	8,355.25	3,568	97
	針葉樹	3,131.78	450	40	4,403.10	994	64	7,297.32	2,154	113	6,583.54	2,420	95	6,479.37	2,819	80
	広葉樹	102.53	8	0	55.37	5	0	30.43	3	0	21.80	2	0	16.76	2	0
天然林	総 数	56.02	4	0	39.79	4	0	106.09	11	0	564.27	71	2	2,536.07	332	5
	針葉樹	5	0	0.04	2	0	0.01	0	0	0	10	2	0.08	85	20	0.59
	広葉樹	14.56	1	0	54.80	5	0	39.33	4	0	96.14	11	0	476.13	58	1
竹 林																
無立木地																

区 分	10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	10,865.07	4,404	99	19,341.76	6,661	117	14,803.17	4,944	71	22,690.79	6,132	69	9,936.97	2,799	25
総数	総数	10,865.07	4,404	99	19,341.76	6,661	117	14,803.17	4,944	71	22,690.79	6,132	69	9,936.97	2,799	25
	針葉樹	8,537.24	4,104	96	10,836.00	5,475	105	6,723.19	3,761	60	6,543.70	3,671	49	3,210.08	1,730	17
	広葉樹	2,327.83	300	3	8,505.76	1,186	13	8,079.98	1,183	11	16,147.09	2,462	20	6,726.89	1,070	8
人工林	総数	9,926.09	4,664	107	6,035.00	3,192	62	4,680.46	2,731	44	1,801.20	1,076	15	1,401.01	921	10
	針葉樹	8,309.68	4,041	94	9,854.03	5,169	99	5,816.74	3,454	56	4,429.06	2,910	40	1,627.34	1,125	12
	広葉樹	22.63	3	0	70.12	9	0	207.53	27	0	241.68	33	0	166.74	23	0
天然林	総数	9,433.47	1,384	20	8,787.36	1,374	17	18,065.76	3,031	32	8,156.61	1,585	15	4,961.51	1,049	8
	針葉樹	228	63	1.50	982	306	5.93	906	307	4.57	2,115	761	8.34	1,583	605	4.96
	広葉樹	2,305.20	297	3	8,435.64	1,177	13	7,872.45	1,156	11	15,905.41	2,429	20	6,560.15	1,046	7
竹林																
無立木地																

区 分	15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	6,350.81	2,040	16	5,176.14	1,958	16	3,678.01	1,486	12	3,890.98	1,992	16	8,513.70	4,722	39
総数	総数	6,350.81	2,040	16	5,176.14	1,958	16	3,678.01	1,486	12	3,890.98	1,992	16	8,513.70	4,722	39
	針葉樹	2,449.38	1,401	12	2,570.74	1,524	13	2,015.16	1,201	10	3,138.00	1,862	16	7,821.24	4,601	38
	広葉樹	3,901.43	639	4	2,605.40	434	3	1,662.85	284	2	752.98	130	1	692.46	121	1
人工林	総数	1,463.65	1,064	10	1,161.58	849	8	1,714.51	1,286	12	1,142.21	869	8	2,990.10	2,250	21
	針葉樹	1,308.25	952	9	1,425.64	1,066	10	1,121.48	843	8	1,693.82	1,282	12	4,108.59	3,118	29
	広葉樹	89.54	13	0	34.33	5	0	39.49	6	0	15.82	3	0	14.33	2	0
天然林	総数	3,726.89	881	6	2,519.48	637	4	2,184.02	715	5	1,267.98	448	3	3,129.36	1,159	7
	針葉樹	1,141	450	3.21	1,145	458	3.16	894	358	2.43	1,444	580	3.84	3,713	1,483	9
	広葉樹	3,811.89	626	4	2,571.07	429	3	1,623.36	279	2	737.16	128	1	678.13	119	1
竹林																
無立木地																

(2) 所有形態別森林資源表

「石川県森林・林業要覧」（石川県農林水産部）参照のこと。

(3) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は21,025haで保安林や自然公園等である。

区 分		総 数			制限林			普通林				
		面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量		
総 数		144,806	46,337	900	21,025	6,482	136	122,766	39,855	764		
総 数	針葉樹	85,326	38,380	831	12,804	5,413	126	72,454	32,966	704		
	広葉樹	54,264	7,957	69	7,219	1,069	10	46,102	6,888	60		
立 木 地	人工林	総数	針葉樹	71,045	32,985	783	11,114	4,783	121	59,893	28,203	662
			広葉樹	1,285	150	2	401	45	1	891	104	1
		育成単層林	針葉樹	64,071	32,035	760	10,799	4,654	118	58,002	27,381	643
			広葉樹	1,285	149	2	391	45	1	889	104	1
		育成複層林	針葉樹	6,974	950	22	315	128	3	1,891	822	19
			広葉樹	-	-	0	10	0	0	2	0	0
	天然林	総 数	針葉樹	14,281	5,394	48	1,690	630	5	12,562	4,764	43
			広葉樹	52,979	7,807	68	6,818	1,023	9	45,211	6,784	58
		育成単層林	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広葉樹	608	4	0	13	0	0	155	4	0
		育成複層林	針葉樹	32	10	0	3	1	0	24	9	0
			広葉樹	606	14	0	48	7	0	48	7	0
天然生林	針葉樹	14,249	5,384	48	1,687	629	5	12,538	4,755	43		
	広葉樹	51,765	7,790	67	6,757	1,016	9	45,008	6,773	58		
竹 林		1,253	(527)		162	(68)		1,088	(459)			
無立木地	総 数	3,963			841			3,122				
	伐採跡地	162			13			150				
	未立木地	3,801			828			2,973				

(4) 市町村別森林資源表

市 町	総 数	立 木 地												
		総 数			人 工 林									
					総 数			育成単層林			育成複層林			
		総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	
計画	面積	143,792	138,579	85,258	53,321	72,299	71,007	1,293	70,081	68,801	1,280	2,218	2,205	13
区計	材積	46,864	46,337	38,380	7,957	33,135	32,985	150	32,184	32,035	149	951	950	1
七尾市	面積	20,282	19,327	12,909	6,419	10,326	10,274	52	10,214	10,162	52	112	112	0
	材積	7,696	7,533	6,500	1,034	5,474	5,467	7	5,424	5,418	7	49	49	0
輪島市	面積	32,549	30,672	20,116	10,556	19,711	19,509	202	18,793	18,597	196	918	912	6
	材積	11,919	11,749	10,111	1,638	9,899	9,877	22	9,459	9,437	21	440	440	0
珠洲市	面積	18,104	17,487	9,733	7,754	7,082	7,018	64	6,917	6,854	63	164	164	0
	材積	5,076	5,040	3,836	1,204	2,818	2,811	7	2,754	2,747	7	64	64	0
羽咋市	面積	2,905	2,789	1,773	1,015	1,138	1,122	16	1,122	1,107	15	17	15	2
	材積	680	669	539	130	344	342	2	340	339	2	4	4	0
かほく市	面積	2,431	2,338	1,290	1,048	1,131	979	152	1,130	979	152	0	0	0
	材積	506	499	365	134	292	272	20	292	272	20	0	0	0
津幡町	面積	5,618	5,351	2,153	3,198	2,280	2,044	236	2,267	2,031	236	14	14	0
	材積	1,158	1,115	709	406	703	676	27	698	671	27	5	5	0
内灘町	面積	237	232	35	197	232	35	197	228	34	193	4	0	4
	材積	27	27	3	24	27	3	24	27	3	24	0	0	0
志賀町	面積	16,088	15,631	10,571	5,061	7,740	7,669	71	7,648	7,578	71	92	92	0
	材積	4,886	4,842	4,207	635	3,102	3,094	8	3,071	3,063	8	31	31	0
宝達志水町	面積	7,026	6,799	4,543	2,255	4,067	3,997	70	4,009	3,939	70	58	58	1
	材積	2,169	2,153	1,867	286	1,665	1,657	7	1,643	1,636	7	21	21	0
中能登町	面積	5,032	4,941	3,291	1,650	2,871	2,852	18	2,727	2,709	18	144	144	0
	材積	2,184	2,173	1,903	270	1,734	1,731	2	1,673	1,671	2	61	61	0
穴水町	面積	13,452	13,188	8,552	4,636	7,293	7,210	83	6,949	6,866	83	344	344	0
	材積	4,640	4,630	3,905	725	3,393	3,382	11	3,255	3,244	11	139	139	0
能登町	面積	20,066	19,824	10,293	9,531	8,428	8,296	132	8,077	7,946	131	351	351	1
	材積	5,922	5,907	4,434	1,473	3,684	3,673	11	3,547	3,536	11	137	137	0

単位 面積：h a、材積は千m³、立竹は千束

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総 数	針	広				
66,280	14,251	52,028	168	0	168	122	26	95	65,990	14,225	51,765	1,250	3,963	162	3,801
13,202	5,394	7,807	4	0	4	24	10	14	13,174	5,384	7,790	(527)	0	0	0
9,001	2,635	6,366	9	0	9	6	2	4	8,987	2,633	6,354	386	568	42	526
2,060	1,033	1,027	0	0	0	1	1	1	2,058	1,032	1,026	(163)	0	0	0
10,961	607	10,354	13	0	13	8	0	8	10,940	607	10,333	403	1,474	38	1,436
1,850	234	1,616	0	0	0	1	0	1	1,849	234	1,615	(170)	0	0	0
10,406	2,715	7,691	53	0	53	59	24	35	10,294	2,691	7,603	87	530	8	522
2,222	1,025	1,197	2	0	2	15	9	5	2,205	1,016	1,190	(37)	0	0	0
1,650	651	999	2	0	2	0	0	0	1,648	651	997	26	90	1	89
324	197	128	0	0	0	0	0	0	324	197	128	(11)	0	0	0
1,207	311	896	2	0	2	0	0	0	1,205	311	895	18	76	6	69
207	93	114	0	0	0	0	0	0	207	93	114	(8)	0	0	0
3,071	109	2,963	13	0	13	6	0	6	3,052	109	2,944	102	165	6	159
412	33	379	0	0	0	1	0	1	411	33	378	(43)	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0
7,891	2,901	4,990	40	0	40	11	0	11	7,841	2,901	4,940	104	353	8	345
1,740	1,113	626	2	0	2	1	0	1	1,737	1,113	624	(44)	0	0	0
2,732	546	2,185	1	0	1	4	0	4	2,727	546	2,180	39	189	2	187
488	209	279	0	0	0	0	0	0	487	209	278	(16)	0	0	0
2,070	438	1,632	10	0	10	0	0	0	2,060	438	1,622	25	66	3	63
439	172	267	0	0	0	0	0	0	439	172	267	(11)	0	0	0
5,894	1,341	4,553	13	0	13	11	0	11	5,870	1,341	4,529	23	241	27	215
1,237	523	714	0	0	0	2	0	2	1,235	523	712	(10)	0	0	0
11,396	1,997	9,399	13	0	13	17	0	17	11,366	1,997	9,369	36	206	21	185
2,223	762	1,461	0	0	0	3	0	3	2,220	762	1,458	(15)	0	0	0

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林 ⁸					国 定 公 園				
	水源涵 養保安 林	土砂流 出防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	その他 の保安 林	小 計	特別保 護地区	第2種 特別地 域	第3種 特別地 域	小 計	第1種 特別地 域
	総 計	(989) 9,634	(857) 1,968	(10) 177	(8593) 7,920	(10448) 29,699	(82) 5	(315) 220	(1238) 1,809	(1635) 2,034
七尾市	858	143	(1) 49	(600) 2,573	(601) 3,624	2	(17) 2	(165) 798	(182) 802	-
輪島市	(268) 2,924	(167) 471	(1) 39	(2164) 4,721	(2600) 8,156	(82) 3	(153) 163	(327) 129	(562) 294	-
珠洲市	(401) 626	(66) 464	(4) 13	(1605) 1,664	(2077) 2,766	-	(63) 3	(350) 203	(413) 207	-
羽咋市	(93) 56	(142) 156	3	(490) 516	(725) 731	-	(3) 4	(107) 144	(111) 148	-
かほく市	169	44	1	(62) 407	(62) 621	-	-	-	-	-
津幡町	618	80	8	(349) 839	(350) 1,546	-	-	-	-	-
内灘町	-	-	-	(143) 163	(143) 163	-	-	-	-	-
志賀町	119	38	2	(186) 947	(186) 1,106	-	(45) 30	(55) 351	(100) 381	-
宝達志水町	1,414	200	23	(660) 1,900	(660) 3,538	-	-	(44) 19	(44) 19	-
中能登町	(199) 370	(476) 272	(2) 6	(1446) 963	(2123) 1,610	-	(22) -	(92) 52	(113) 52	-
穴水町	(29) 1,448	(4) 24	14	(757) 1,659	(790) 3,145	-	8	(80) 51	(80) 59	-
能登町	1,032	75	(1) 17	(130) 1,569	(130) 2,694	-	(12) 10	(19) 60	(31) 71	-

単位：ha

県立自然公園			計	県自然 環境保 全地域 特別地 域	鳥獣保 護区特 別保護 地区	都市計 画区域 風致地 区	史蹟名 勝天然 記念物 に係る 指定地	砂防指 定地	急傾斜 崩壊危 険地	合 計
第2種 特別地 域	第3種 特別地 域	小 計								
-	-	(1635) 2,034	(3270) 4,067	(5) -	(183) 85	-	(282) 99	(254) 1,117	(79) 304	(14521) 35,372
-	-	(182) 802	(364) 1,605	-	-	-	(4) 1	(62) 27	(48) 49	(1079) 5,306
-	-	(562) 294	(1123) 588	-	(115) -	-	(35) 6	(26) 148	(15) 86	(3913) 8,984
-	-	(413) 207	(826) 413	(5) -	-	-	(12) 2	(77) 253	(6) 10	(3002) 3,444
-	-	(111) 148	(222) 296	-	-	-	(4) 3	(21) 34	-	(972) 1,064
-	-	-	-	-	(1) 4	-	-	(1) 9	-	(62) 638
-	-	-	-	-	(12) 60	-	-	(1) 45	-	(363) 1,678
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(143) 163
-	-	(100) 381	(199) 761	-	22	-	(3) -	- 171	(1) 0	(389) 2,060
-	-	(44) 19	(88) 39	-	-	-	- 2	(1) 108	(1) 16	(748) 3,703
-	-	(113) 52	(227) 105	-	(57) -	-	(223) 84	(66) 130	- 0	(2696) 1,929
-	-	(80) 59	(160) 117	-	-	-	-	- 12	(1) 9	(951) 3,283
-	-	(31) 71	(63) 142	-	-	-	1	(1) 180	(9) 103	(203) 3,120

⁸ 保安林については、左側の欄より記入し、記入欄の左側の保安林と重複する面積を上段に外書してある。

(6) 樹種別材積表

単位 材積:千m3

能登計画区	市 町	人工林							天然林		
		スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	その他針	広葉樹	マツ	その他針	広葉樹
	七尾市	4,443	140	266	4	604	19	7	869	168	1,029
	輪島市	6,667	69	369	3	2,778	3	22	235	0	1,619
	珠洲市	2,246	49	310	5	205	0	7	1,025	2	1,202
	羽咋市	244	11	56	1	30	1	2	196	0	128
	かほく市	223	6	31	0	11	0	20	93	0	114
	津幡町	619	10	33	0	16	0	27	33	0	380
	内灘町	0	0	3	0	0	0	24	0	0	0
	志賀町	2,204	151	353	1	368	21	8	1,089	27	629
	宝達志水町	1,353	28	100	4	172	1	7	210	0	279
	中能登町	1,475	55	33	3	157	11	2	121	51	268
	穴水町	2,197	121	280	8	778	9	11	519	6	715
	能登町	2,975	67	251	2	384	1	11	763	1	1,465
	計画区計	24,646	706	2,087	32	5,505	66	150	5,154	255	7,828

(7) 森林の被害

単位：ha・m3

種 類	山 火 事			水 害			雪 害			虫 害 (m3)		
	23	24	25	23	24	25	23	24	25	23	24	25
総 計	3.58	0.80	0.54	0.03		0.02	0.24			797	1,155	4,178
七尾市	0.44		0.20							29	30	38
輪島市	0.05									7	91	194
珠洲市	0.99									20	57	1010
羽咋市										30	118	523
かほく市										195	38	522
津幡町			0.02				0.23			56	338	327
内灘町										8	64	256
志賀町	0.42	0.49	0.05	0.03						228	203	244
宝達志水町						0.02				88	83	901
中能登町							0.01					
穴水町	0.08	0.06								38	33	37
能登町	1.60	0.25	0.27							98	100	127

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数⁹

1 ha 以上の山林を保有する林家は 8,339 戸であり、所有規模別にみると、5 ha 未満の林家が 6,336 戸（75%）で、その零細性がうかがわれる。

単位 戸数：戸

区分	総数	1ha～ 3ha	3ha～ 5ha	5ha～ 10ha	10ha～ 50ha	50ha～ 100ha	100ha 以上
総計	8,382	5,336	1,369	940	676	37	24
七尾市	1,515	1,011	240	158	102	3	1
輪島市	1,768	1,063	327	220	142	11	5
珠洲市	912	558	150	101	92	4	7
羽咋市	195	158	18	11	8	-	0
かほく市	126	95	20	7	4	-	0
津幡町	344	258	38	28	19	1	0
内灘町	7	5	-	1	1	-	0
志賀町	1,160	722	194	142	95	5	2
宝達志水町	283	205	28	28	21	-	1
中能登町	277	222	39	11	5	-	0
穴水町	617	334	109	91	76	4	3
能登町	1,178	705	206	142	111	9	5

⁹ 2010年世界農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

市町村名	計画の種類	森林経営計画						
		作成件数等				人天別面積		
		件数	対象森林面積	間伐下限面積	間伐計画面積	人工林	天然林等	計
能登計画区	属地計画	121	17,383	1,478	1,970	9,922	7,950	17,872
	属人重複							
	属人計画	2	1,184	75	105	731	453	1,184
	計	123	18,567	1,553	2,075	10,653	8,403	19,056

(3) 森林組合及び生産森林組合の現状

平成26年3月末現在の森林組合は3組合あり、組合員数20,306名で専従職員87名、作業班員210名を擁して活動している。利益は公営、公共造林等の受委託をはじめとする森林整備部門が全体の79%とかなりの割合を占めている。また、生産森林組合は37組合あり、集落有林等の共同経営を行っている

ア 構 成

市町別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有(または組合経営)森林面積
			(人)	(人)	(千円)	(ha)
森林組合	金沢市	金沢	4,167	1	255,891	18,087
	かほく市					
	津幡町					
	七尾市	中能登	8,421	1	254,031	36,594
	羽咋市					
	志賀町					
	宝達志水町					
	中能登町	能登	7,718	1	573,154	66,265
	輪島市					
	珠洲市					
	穴水町					
能登町	小計	20,306	3	1,083,076	120,946	
生産森林組合	七尾市	別所岳	25		1,260	37
		向田	121		9,956	44
	輪島市	里町	68		3,140	15
		鈴屋	48		3,619	32
		惣領町	62		1,923	26
		小池町	23		885	23
		鶴入町	37		210	10
		久手川	39		4,297	121
		房田町	45		1,800	103
		門前町和田	80		5,724	92
		走出当来尾	70		742	39
		門前町鬼屋	32		3,514	49
		門前町道下	10		940	3
	門前町中谷内	22		2,043	91	
	羽咋市	四町	38		456	17
		垣内田町	13		286	3
		円井町	67		1,407	7
		千田町	46		1,519	8
		尾長町	60		2,065	22
		上白瀬町	46		1,758	10
	津幡町	笠島	40		80	58
		瓜生	21		3,300	93
	志賀町	上棚	35		16,290	508
		栗山	23		1,978	13
		稗造	287		17,384	66
		高田	45		2,250	20
		鶴野屋	36		1,560	21
		八幡	42		1,530	18
		地頭町	40		2,154	30
		草木	39		1,170	23
	宝達志水町	散田	63		6,300	23
		紺屋町	55		672	15
		御館	34		1,451	30
上田赤池組		16		1,441	29	
上田松浦組		19		1,110	54	
河原		67		4,180	11	
中能登町	久江	173		3,806	30	
小計		1,987	0	114,200		
合計		22,293	3	1,197,276	122,740	

平成25年度森林組合一斉調査

(4) 林業事業体等の現況¹⁰

ア 木材の生産及び需給

本計画区における平成24年の素材生産量は、80千m³で県生産量65%を占めている。石川県における平成25年の素材需要量は358千m³であり、20%が製材用である。外材供給量は98千m³で外材依存度27%となっている。

イ 製材工場及び木材市場

木材・木製品製造の拠点は29で、うち動力出力数が150k w以上の大規模な工場を有する事業体は2である。本計画区には七尾港があり、平成25年には米材等を74千m³陸揚げしている。

木材市場は2市場あり、平成25年の年間取扱量は28,271m³である。うち素材の取扱量は、28,187m³（99%）と原木供給基地としての役割を果たしている。

単位：事業体数

区 分	素材生産業 及び造林業 ¹⁰	木材卸売業 ¹¹ (うち素材市売市場)	木材・木製品 製造業 ¹²
総 計	59	2 (2)	29
七尾市	8	1 (1)	9
輪島市	18	—	8
珠洲市	6	—	—
羽咋市	1	—	—
かほく市	1	—	2
津幡町	4	—	1
内灘町	—	—	—
志賀町	4	—	7
宝達志水町	—	—	1
中能登町	2	—	—
穴水町	7	1 (1)	—
能登町	8	—	1
生産量(m ³)	79,800	—	—
取扱高(m ³)	—	素材 28,187/製品 84	—
出荷額(千円)	—	素材 465,836/製品 4,859	—

(5) 林業労働力の概況

「森林組合統計書」（石川県農林水産部森林管理課）参照のこと。

¹⁰ 素材生産業及び造林業の事業体数については2010年農林業センサスによる。

素材生産業の生産量は、平成24年次版石川県における木材需給と製材工業の動向による。

¹¹ 木材卸売業の取扱量は、木材市場月別取扱調べによる。

¹² 木材・木製品製造業は平成26年刊石川県市町村要覧による。

(6) 林業機械化の概況

区 分	台 数	備 考
フェラーバンチャ (台)	-	立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッド (台)	6	牽引式集材専用車両
プロセッサ (台)	5	枝払い、玉切りする自走式機械
ハーベスタ (台)	2	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フォワーダ (台)	7	積載式集材専用車両
タワーヤード (台)	-	元柱を具備した自走式集材車輛
グラップルソー (台)	-	巻立、玉切り自走式機械
スウィングヤード	6	集材、巻立をする自走式機械

(7) 作業路網等整備の概況

平成25年度末における本計画区の林道及び作業道の総延長は2,553.0kmで、林道密度は17.75m/haで県平均15.5m/haを上回る。林内公道2,208.5kmと合わせると林内道路密度は33.1m/haで、県平均28.1m/haを上回り道路網の整備が進んでいる。

林道・作業道の整備状況¹²

単位 面積：ha、延長：km、密度：m/ha

区 分	森林面積	林 道 ¹³		作 業 道		総 延 長	
		延 長	密 度	延 長	密 度	延 長	密 度
総 計	143,792	1,071.5	7.45	1,481.5	10.30	2,553.0	17.75
七尾市	20,282	92.9	4.58	153.9	7.59	246.8	12.17
輪島市	32,549	251.0	7.71	444.3	13.65	695.3	21.36
珠洲市	18,104	110.5	6.11	144.9	8.00	255.4	14.11
羽咋市	2,905	22.0	7.57	19.7	6.80	41.7	14.37
かほく市	2,431	19.5	8.03	24.3	9.98	43.8	18.01
津幡町	5,618	69.6	12.38	59.4	10.57	129.0	22.96
内灘町	237	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00
志賀町	16,088	138.5	8.61	168.2	10.45	306.7	19.06
宝達志水町	7,026	83.7	11.91	67.0	9.53	150.7	21.45
中能登町	5,032	63.2	12.56	29.1	5.79	92.3	18.35
穴水町	13,452	73.8	5.49	157.3	11.69	231.1	17.18
能登町	20,066	146.8	7.31	213.5	10.64	360.3	17.95

(8) その他

ウ 特用林産物の生産¹⁴

きのこ生産量は、生シイタケ359t (県生産量の51%)、乾シイタケ13t (96%)、ヒラタケ0.4t (9.5%)、ナメコ5t (2.2%)となっている。アカマツ林に発生するマツタケは、0.4t (100%)生産されており、マツ林の環境整備等により増産を目指している。

¹³ 延長は平成25年度末現在。

¹³ 林道は軽車道を含む。

¹⁴ 平成25年度石川県特用林産物需給動向。

加賀地域森林計画の変更（案）の概要

○計画期間

平成24年4月1日～平成34年3月31日の10年間

※現計画は、平成22年4月1日～平成32年3月31日の10年間

現行計画の経緯

樹立：平成23年度（平成24年1月20日公表）

変更：平成24年度（平成25年2月26日公表）

（林道の開設及び拡張に関する事項の見直し）

平成25年度（平成26年2月26日公表）

（天然更新の対象樹種）

○対象とする市町の区域

金沢市、小松市、加賀市、能美市、白山市、野々市市、川北町の6市1町

第1章 計画のあらまし（現行の「I 計画の大綱」に相当）

地域森林計画の位置付けや、石川県内の森林・林業の課題、石川県の森林・林業施策の重点戦略について記載。

変更内容：「計画樹立に当たっての石川県の基本的考え方」として、「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の重点戦略を位置付け、計画とビジョンの連動及び目標の共有化を図る。

第2章 計画事項（共通編）（現行の「II 計画事項」に相当）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等を記載。

- ・森林の有する機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、木材等生産等）の定義及び整備方針
- ・森林の施業方法（育成単層林、育成複層林、天然生林）別の立木の伐採方法に関する指針
- ・主要な造林樹種や樹種別の植栽本数、造林方法等
- ・間伐及び保育に関する時期、回数等
- ・林道開設等の基本方針等

・その他必要な事項

変更内容：「第5. その他必要な事項」として、森林簿等の取扱い方針及び森林のデータベース整備に関する事項を追加する。

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）（現行の「II 計画事項」に相当）

計画の対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等について、森林計画区ごとに計画量を定めた章。

- (1) 計画の対象とする森林の区域…変更無し
- (2) 森林の整備に関する事項…変更無し
- (3) 森林の保全に関する事項

・実施すべき治山事業の地区数を次のとおり計画する。

種 類	現計画	今回計画	増 減
治山事業地区数	173 地区	173 地区	0 地区

変更内容：現行計画の期間中に発生した災害について、治山事業による森林の安定を図るため、新たな地区を追加（詳細は別表の通り）。

地域森林計画書（案）

加賀森林計画区（変更）

計画期間

自 平成24年4月 1日

至 平成34年3月31日

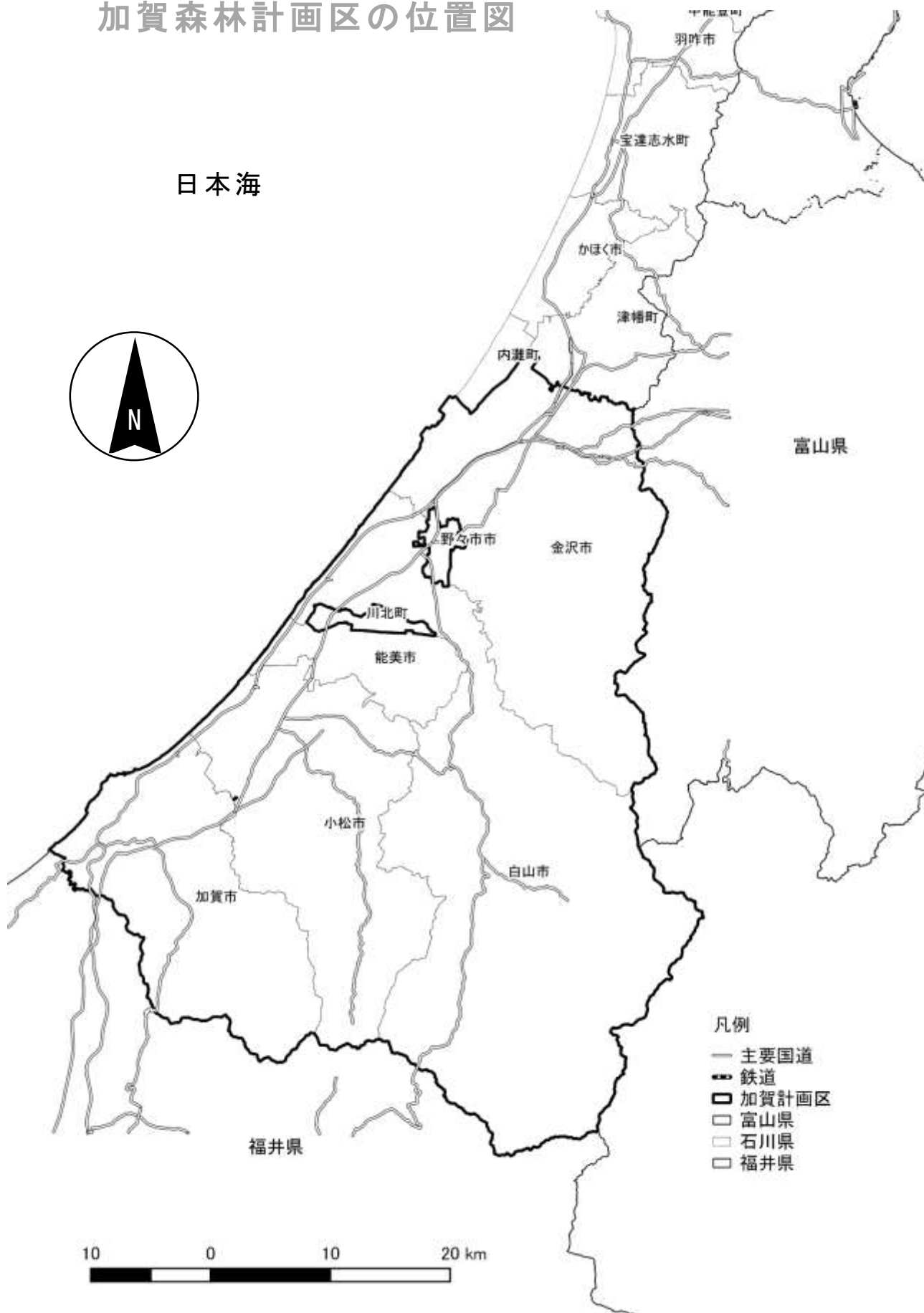
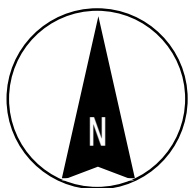


目次

第1章 計画のあらまし	1-1
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 森林・林業の現状と課題	
第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第4. 加賀森林計画区における方針	
第2章 計画事項（共通編）	2-1
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2-1
第2. 森林の整備に関する事項	2-3
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	
2 造林に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
5 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項	2-17
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 森林の保護等に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準及び整備に関する事項	2-18
1 保健機能森林の区域の基準	
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
第5. その他必要な事項	2-19
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
第3章 計画事項（加賀森林計画区編）	3-1
第1. 計画の対象とする森林の区域	3-1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3-1
計画期間内において到達すべき森林資源の状態及び林道網整備率	
第3. 森林の整備に関する事項	3-2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
4 天然更新に関する指針	
第4. 森林の保全に関する事項	3-3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
第5. その他の計画量	3-6
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 林道の開設及び拡張に関する計画	

加賀森林計画区の位置図

日本海



担当者職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

森林管理課長	土 居 隆 行
担当課長	森 本 茂
課長補佐	金 子 直 太
課長補佐	井 南 哲 司
技 師	一 二 三 悠 穂

自 平成26年 4月 8日

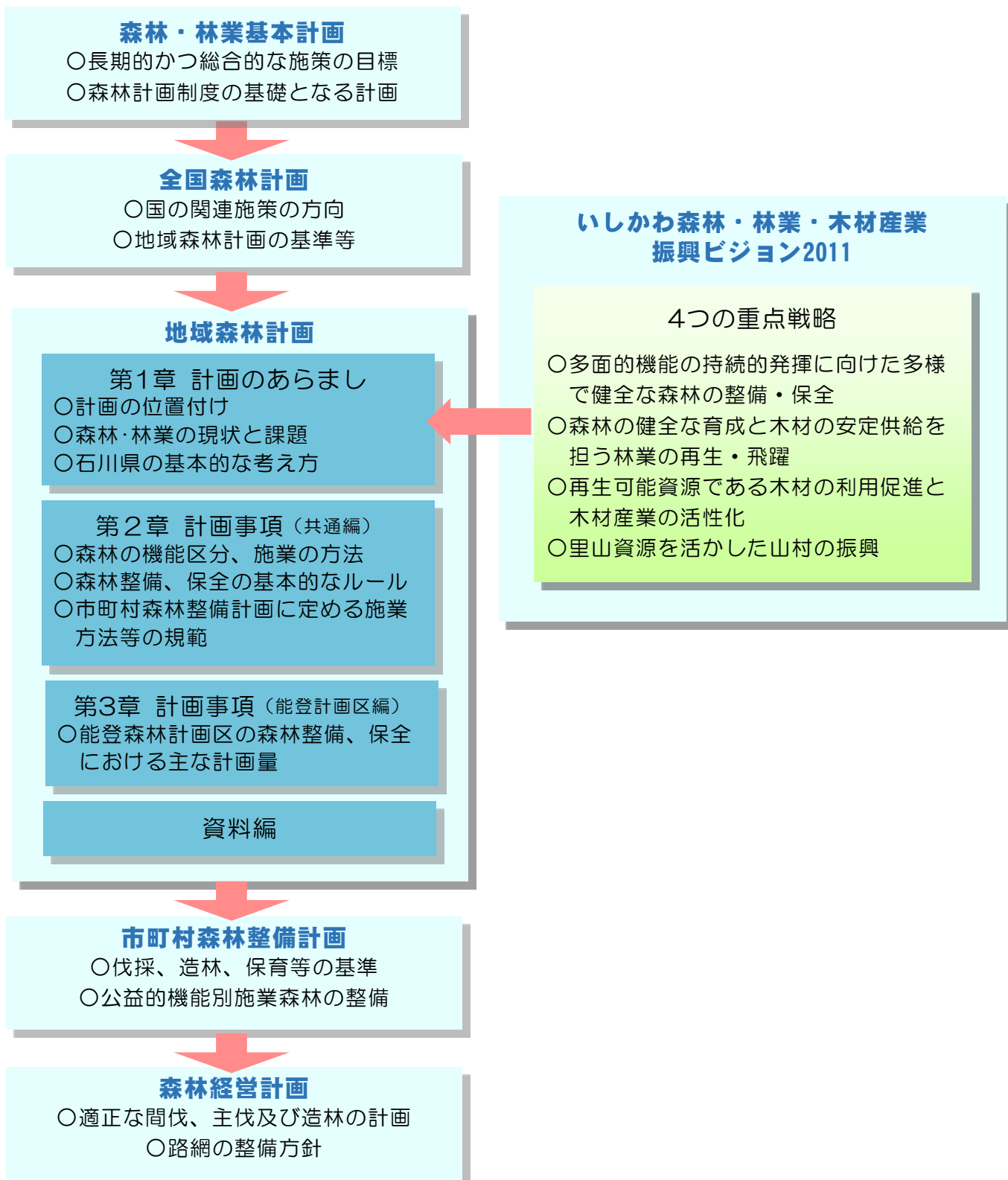
至 平成26年12月19日

第1章 計画のあらまし

第1. 地域森林計画の位置付け

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間を計画期間としています。

また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。



第2. 森林・林業の現状と課題

県土の約7割を占める森林は、木材生産のみならず、水資源のかん養、県土の保全、緑とのふれあいの場、さらには地球温暖化防止など様々な働きが県民から期待されています。しかしながら、木材を生産しながら森林を守り育ててきた林業は、採算性の低下など厳しい状況にあり、間伐などの手入れや管理がなされずに放置されたままの森林が増加するなど、県民生活の安全・安心に関わる森林の公益的機能の低下が懸念されています。

一方、木材の循環利用を通じて、適切な森林整備に寄与する木材産業については、品質の確かなものを安定的に供給することが求められています。

課題1 成熟し、本格的な利用期を迎えつつある人工林

スギ、アテ、広葉樹の育成が進み、県内木材資源は充実しつつあります。人工林の約6割が間伐時期を迎えるなど、手入れを必要とする森林が多い一方で、不明な森林境界や森林所有者の高齢化等、集約化を進める上で多くの課題を抱えています。

課題2 森林の保全による県土の保全の必要性

本県は、地質的に脆弱な地域が広く分布し、豪雨等により災害が発生しやすいことに加え、森林病害虫や冬季の風雪などにより荒廃した森林が増加していることから、県土の保全など、森林の公益的機能の維持・向上が求められています。

■南加賀地域（小松市・加賀市・能美市）

- ・大聖寺川等の上流域の水源林として水源涵養の重要な役割を果たしている。
- ・北陸自動車道沿線のクロマツを主体とした加賀海岸保安林は、飛砂防備、防風の役割を果たしているが、松くい虫などにより、機能が一部低下している。

■石川地域（白山市）

- ・森林率が高く、手取川上流域の水源林として水源涵養の重要な役割を果たしている。
- ・民有林の約4割が保安林に指定され、水源涵養及び土砂流出防止のための森林整備及び治山事業が行われている。
- ・白山麓地域は全国有数の豪雪地帯であり、スギ等の人工林では根曲りが多いほか、クマによるスギの皮剥ぎによる被害等も見られる。
- ・山村の過疎化、高齢化や不在村化に伴い、管理されない森林が多い。
- ・素材生産量は県内の3%、製材品出荷量は県内の9%と低位に留まっている。

第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方

石川県では、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、森林・林業関係者やNPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、「10年後の県産

(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)



材供給量を現状の2倍以上に相当する30万³mの実現」を目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。



県産材供給目標の試算の考え方

森林施業体系のイメージ



齢級	1齢級	3齢級	5齢級	8齢級	10齢級～	12齢級
施業種	新植	除伐	第1回間伐	第2回間伐	小面積皆伐 第3回間伐	

根元から梢端まで含めた全幹集材

供給量
(林業生産)

利用間伐(経済林) 166,000m ³			主伐	
第1回間伐 (297ha) 2,000m ³	第2回間伐 (940ha) 37,000m ³	第3回間伐 (1,475ha) 127,000m ³	小面積皆伐 (200ha) 134,000m ³	
300,000m³				
規格別出材量				
末口径 10cm未満 根曲り部材 39,400m ³	末口径 10cm以上 23,700m ³	末口径 14cm以上 84,200m ³	末口径 18cm以上 152,700m ³	

需要量
(木材加工)

区分	県内需要				県外移出 製材用
	製材用	合板用	チップ・バイオマス用		
県内産材 (280千m ³)	124千m ³ (内22千m ³ はラミナ用)	100千m ³	製紙用 26千m ³	エネルギー利用 30千m ³	県外移出 20千m ³
県外産材 (126千m ³)	26千m ³	100千m ³	0m ³	0m ³	
合計 (406千m ³)	150千m ³	200千m ³	26千m ³	30千m ³	

望ましい生産・流通・加工のイメージ



第4. 加賀森林計画区における方針

この方針を踏まえ、加賀森林計画区においては、水源の涵養や災害の防止等、森林の多面的機能の発揮に必要な森林整備事業を進めると共に、施業の集約化と路網整備による間伐の推進、未利用である木質バイオマスの利活用等の取り組みを適切に組み合わせることにより、森林の保全と林業経営基盤の強化に取り組むこととしています。

林業と製造業の連携による未利用間伐材等の資源化の取組

これまで県内の森林整備の推進は、森林組合を中心に、施業の集約化、高性能林業機械の整備や路網整備等により間伐を積極的に進めてきましたが、その際に発生する根株や曲がり材などの低質材が、利用されていない課題がありました。

未利用間伐材等の資源化の取り組みとして、平成25年度より、県の取りまとめのもと、森林組合が大手建設機械メーカーと連携し、森林整備で発生する未利用間伐材をチップ化し、工場のボイラー燃料として工場内の電源や温熱に利用する取り組みに着手しました。

さらに、間伐作業や間伐材の集材の作業にかかる時間や経費をデータ化（見える化）することで、効率的な集材方法を検討するなど、生産管理の改善にも取り組むことで、林業の活性化に向けたモデルとし、本県の林業の活性化に向け、これらの成果を広く普及していくこととします。



森林内に放置された未利用間伐材や根株を効率的に集材するには、これまでの作業システムを検討する必要がある。



集材した未利用間伐材をチップ化し、工場のボイラー燃料として利用。化石エネルギーから木質バイオマスに切り替えることで、二酸化炭素削減による地球温暖化の防止にも貢献する。

第2章 計画事項（共通編）

第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の多面的機能の高度発揮を図るため、森林資源の状況並びに地域の自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて7種類に区分し、重視すべき機能に応じた森林適切な施業を実施する。

2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能毎の整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分毎の森林整備及び保全の基本方針については、次表のとおり定める¹。

森林の有する機能 ²	森林整備及び保全の目標	具体的な施策
水源涵養機能 ^{かん}	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えることができ、富んだ浸透、保水能力の高い森林土壌を有する森林 必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保育・間伐の促進 伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散 保安林の指定及び適切な管理
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保育・間伐の促進 伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散 保安林の指定及び適切な管理 溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、騒音や風などの諸被害に対する抵抗性が高い森林 汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等 生活環境の保全のための保安林の指定及び適切な管理 防風・防潮や景観の創出
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林 キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 国民の保健・教育的利用等に適した森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保健のための保安林の指定及び適切な管理 立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 風致のための保安林の指定及び適切な管理

¹ 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

² これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

<p>生物多様性保全機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林生態系の不確実性を踏まえ、順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な撈乱により、より常に変化しながらの広がり定有の自然な様相を成り立たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等 生態系として重要な森林の適正な保全 手入れ不足人工林の針広混交林の整備 野生動植物のための回廊の確保
<p>木材等生産機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活に不可欠であり、再生可能な資源として木材等の供給の観点から、木材等の生産機能の発揮を重視する森林とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の健全性を確保 木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備

3 その他の事項

前項のほか、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るための方策として以下の取り組みを実施する。

ア 森林の保護・保全に関する施策

保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等、花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策を推進する。

イ 林道・路網の整備

林道は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的に整備を進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努める。

ウ 森林情報及び施業情報の把握

森林施業の実施状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図る。

第2. 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する機能の高度な発揮を図るため、公益的機能別施業森林の区分を踏まえて、それぞれの森林に応じた施業を行う。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為 ³ により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 ⁴ 等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層 ⁵ を構成する森林（施業の関係上一時的に単層となる森林を含む）として成立させ維持していく施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 ⁶ することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

³「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

⁴「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

⁵「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

⁶「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

また、森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

(1) 主伐に関する指針

ア 育成単層林

適した施業地・・・傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害の恐れがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行う。特に、皆伐は人工造林を実施する箇所又は気候等の自然的条件からみて森林の造成が確実である箇所について行う。

伐採面積・・・・・・林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

天然更新・・・・・・アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分を対象とする。また、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採する。

主伐の時期・・・・・・地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

イ 育成複層林

適した施業地・・・気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

上木の伐採・・・・・・複層状態の森林に確実に誘導する観点から、上木の成長や立地条件を勘案して行う。

混交林への誘導・・・特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし受光伐などの伐採を行い、針広混交林に誘導する。

ウ 天然生林

適した施業地・・・気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確に更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・育成複層林施業の留意事項と同様とする。

その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢⁷に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	アテ	モミ	その他針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	50	50	50

広葉樹の基準

樹種	クヌギ	用材林の広葉樹	薪炭林の広葉樹
標準伐期齢	15	65	25

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

ア 造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の立地条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況を勘案して人工造林、天然更新の別に定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとし、天然更新の対象樹種は、マツ、コナラ、クヌギ等を主体に定める。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を仕立て方法別に定める。

⁷標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ/ ヒノキ	密仕立て	3,000
	中仕立て	2,500
	疎仕立て	1,500~2,000
アテ	密仕立て	2,500
	中仕立て	2,000
	疎仕立て	1,500
マツ		2,300~3,500
コナラ/ クヌギ		2,000~5,000
ケヤキ		3,000~6,000

(1) 造林の標準的な方法

① 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

② 植栽

気候、その他立地条件及び既往の根付け方法を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。

③ 天然更新補助作業

樹種に応じて不要木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を標準として行うこと。また、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は別紙更新完了基準により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実に更新を図る。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針

森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにおいては伐採後原則として2年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内に更新を図る。

(2) 天然更新⁸に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌などの自然的条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られるよう森林において行うものとする。

⁸天然更新には、主に実生（種子から発芽した稚樹）による更新を期待する天然下種更新と主に根株からの更新を期待するほうが更新とがある。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、県内に自生する高木性樹種を基本とし、下表を参考に選定する。

<p>天然更新の対象樹種⁹</p>	<p>アオハダ,アカイタヤ,アカガシ,アカシデ,アカマツ,アカメヤナギ,アキニレ,アサダ,アズキナシ,アベマキ,アワブキ,イイギリ,イヌエンジュ,イヌシデ,イワテヤマナシ,ウスゲヒロハハンノキ,ウラゲエンコウカエデ,ウラジロガシ,ウラジロノキ,ウリカエデ,ウリハダカエデ,ウワミスザクラ,エゴノキ,エゾイタヤ,エゾエノキ,エゾツリバナ,エノキ,オオカメノキ,オオモミジ,オオヤマザクラ,オクノフウリンウメモドキ,オクヤマザサ,オニイタヤ,オニグルミ,オヒョウニレ,カクレミノ,カジカエデ,カシワ,カスミザクラ,カツラ,ガマズミ,カマツカ,カワヤナギ,キタコブシ,キハダ,キリ,キンキマメザクラ,クサギ,クヌギ,クマシデ,クマノミズキ,クリ,クロマツ,ケカマツカ,ケヤキ,ケヤマハンノキ,ケンボナシ,コゴメヤナギ,コシアブラ,コナラ,コハウチワカエデ,コミネカエデ,ゴンズイ,サイカチ,ザイフリボク,サクラバハンノキ,サワグルミ,サウシバ,サウラ,シナノガキ,シナノキ,シャシャンボ,ジャヤナギ,シュロ,シラキ,シロダモ,スギ,スダジイ,ズミ,ソヨゴ,タカノツメ,タチヤナギ,タブノキ,タムシバ,チドリノキ,ツシマナナカマド,デワノトネリコ,トチノキ,トネリコ,ナンキンナナカマド,ニガキ,ニセアカシア¹⁰,ニワトコ,ヌルデ,ネジキ,ネズミサシ,ネズミモチ,ネムノキ,ハウチワカエデ,ハクウンボク,ハゼノキ,ハリギリ,ハンノキ,ヒサカキ,ヒトツバカエデ,ヒノキ,ヒノキアスナロ,ヒメヤシャブシ,ヒロハゴマギ,ブナ,ホオノキ,マルバアオダモ,ミズキ,ミズナラ,ミツデカエデ,ミネカエデ,メクスリノキ,モチノキ,モミ,ヤブツバキ,ヤブニッケイ,ヤマウルシ,ヤマガキ,ヤマザクラ,ヤマトアオダモ,ヤマナラシ,ヤマハンノキ,ヤマボウシ,ヤマモミジ,ヨグソミネバリ,ヨコグラノキ,リョウブ,ワタゲカマツカ</p> <p>計133種</p>
<p>うち、ぼう芽による更新が可能な樹種</p>	<p>アカシデ,アベマキ,イヌエンジュ,イヌシデ,ウラジロノキ,エゾイタヤ,オオモミジ,オニグルミ,オヒョウニレ,カシワ,カスミザクラ,カツラ,キタコブシ,キハダ,クヌギ,クリ,ケヤキ,ケヤマハンノキ,コナラ,シナノキ,ニセアカシア¹⁰,ハンノキ,ブナ,ホオノキ,ミズナラ,ヤマザクラ,ヤマナラシ,ヤマハンノキ,ヤマモミジ,リョウブ</p> <p>計29種</p>

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

樹種に応じて不要木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は県が定める天然更新完了基準により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採後5年以内を目安として定める。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工植栽により造成された森林、種子を供給する母樹が存しない森林等であって、天然更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、特定するものとする。

⁹ 対象樹種の詳細は、県農林総合研究センター林業試験場ホームページ「いしかわ樹木図鑑」を参照。

¹⁰ 希少種や在来種の植物を駆逐するなど、生態系に多大な影響を与えるおそれがある場所では、更新対象樹種としないこと。

3 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

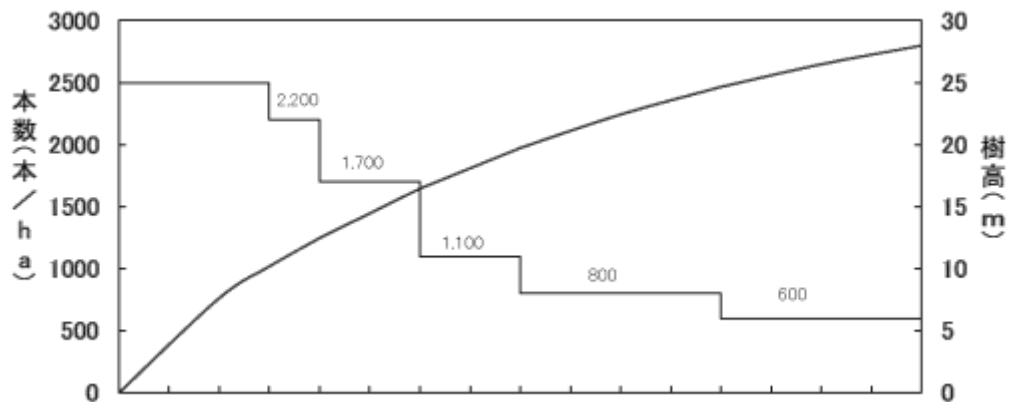
森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

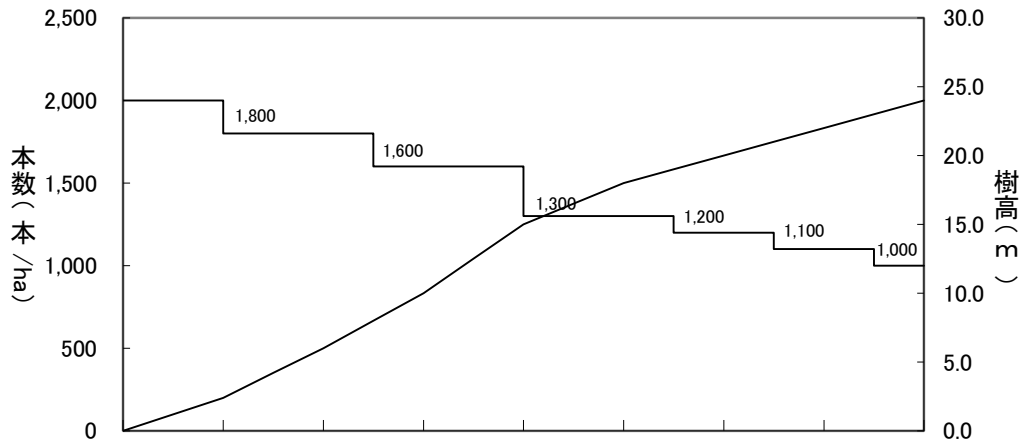
森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、下の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

スギ80年伐期施業（例¹¹）



見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80	
	樹高(m)	0	7.6	12.5	16.5	19.7	22.4	24.7	26.5	28	
	胸高直径(cm)	0	11.1	15.6	19.7	25.1	29.8	31.3	35.6	36.7	
	材積 (m ³ /ha)		116	212	300	462	553	622	750	763	853
保育基準	下刈り		8年生まで								
	雪起こし		10年生まで								
	枝打ち	枝打ち年		10	20	30	40				
		回数		1	2	3	4				
		枝下高(m)		1.0	4.5	7.0	9.0				
	除間伐	除間伐年			15	20	30	40		60	
		間伐本数(本)			300	500	600	300		200	
間伐率(%)				12	23	35	27		25		
間伐木の選定方法 ¹³											

アテ80年伐期施業（例¹²）



見込み		林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80
樹高(m)		0	2.4	6.0	10.0	15.0	18.0	20.0	22.0	24.0	
胸高直径(cm)		0	3.0	8.0	12.0	20.0	23.0	26.0	28.0	30.0	
材積 (m ³ /ha)		0	-	-	-	299	455	564	674	720	
下刈り				8年生まで							
雪起こし				10年生まで							
枝打ち	枝打ち年										
	回数			1	2		3		4		
	枝下高(m)			1.0	4.5		7.0		9.0		
除間伐	除間伐年			15	25		40		55		
	間伐本数(本)			300	500		300		200		
	間伐率(%)			12	23		27		25		
間伐木の選定方法 ¹³											

イ 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

作業種	林齢 樹種	林齢																摘要				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17以上			
補植	全樹種																					
倒木おこし	スギ/ヒノキ																					現地の積雪深等必要に応じて実施する。
	アテ																					
保残木処理	アテ																					
下刈	全樹種																					
つる切/除伐	スギ/ヒノキ																					
	アテ																					
枝打ち	スギ																					1回目：10年生前後（樹高5m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：30年生前後（樹高15m程度）
	ヒノキ/アテ																					1回目：12年生前後（樹高4m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：35年生前後（樹高13m程度）

¹¹ いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011 を参照。

¹² 石川県アテ林分密度管理図（石川県）を参照。

¹³ 間伐木の選定方法は、不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成をはかることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。

市町内の間伐または保育が適切に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、実施すべき間伐または保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図る。

(2) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意する。

(ア) 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあつては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成する。

ウ 立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するために間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を位置づけることができる。

エ 長伐期施業における人工林の枝打ち作業については、前項（1）イの基準よりも回数を減ずることができる。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、第2の1の（2）に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能」、「土地に関する災害防止及び土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健文化機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

木材等生産機能の維持増進を図る森林は、第2の1の（2）に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の立地条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について下表の事項を指針として設定する。

種 類	区域設定の基本指針
<p style="text-align: center;">かん</p> <p>水源涵養機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林 ・森林の機能の評価区分のうち、水源涵養機能が高である森林及びその周辺の森林 ・水源涵養保安林及びその周辺の森林 等

土地に関する災害防止 及び土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 ・森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 ・土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 ・地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 ・山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 ・海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 ・森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 ・防風、防霧、防潮保安林及びその周辺の森林 ・なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等
保健文化機能 維持増進森林	<p>(保健・レクリエーション機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等 <p>(文化機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 ・風致保安林 等 <p>(生物多様性保全機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林等

ア 森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
<small>かん</small> 水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと ・伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと ・伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
	択伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること ・伐採率が70%以下であること
	択伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること ・伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること ・伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること

(保健・レクリエーション機能、文化機能のみ)	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること ・それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積にに応じて補正した材積以上
------------------------	-----------	---

水源涵養機能維持増進森林において、水質の保全または水量の安定的確保のため、伐期の延長とともに特に伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林を設定する場合は、下表の次のいずれかに該当する森林とする。

<p style="text-align: center;">水源涵養機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 渓床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

土地に関する災害防止及び土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため、下表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

<p style="text-align: center;">土地に関する災害防止 及び土壤保全機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること <p>(イ) 地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること <p>(ウ) 土壤等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること
<p style="text-align: center;">快適環境形成機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>

保健文化機能 維持増進森林	(ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）
------------------	--

保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の立地条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の木材等生産機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を下表の事項を指針として設定する。

機能の種類	区域設定の基本指針
木材等生産機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産を目的とする人工造林により造成された森林 ・ 土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高）、林木の成長が良い森林 ・ 道路に近く木材等の搬出に有利な森林 ・ 薪炭、きのこ原木、粗朶^{そだ}等の用途に供されている森林 ・ きのこ、山菜、その他の原材料等の生産地として利用されている森林 等

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。

(3) その他必要な事項

ア 希少な動植物の生息区域における森林施業の方法

希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する。

- ① 営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病虫害の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。
- ② 「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m³/ha

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	100m/ha以上	25m/ha以上
	架線系 作業システム	45m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系 作業システム	40m/ha以上	15m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

育成単層林等においては、森林施業の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道整備に当たっては林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日森管第2591号）森林作業道については石川県森林作業道作設指針（平成23年4月1日森管第575号）による。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進

- ア 市町、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。
- イ かが森林組合で実施している「林産組合長制度」のように、森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。
- ウ 林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。
特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織など、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。
- エ 経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林施業計画の策定を推進することにより、森林の施業・経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。
- オ 森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、市町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林組合等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を強化する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

- ア 林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネージメント能力や高性能林業機械の操作技術など多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。
また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。
- イ 「林業労働対策基金」の活用等により、社会保険制度、退職金共済制度への加入促進や、福利厚生施設の充実等を図り、林業事業体の就労条件の改善を推進する。
- ウ 「林業労働力確保支援センター」を中心に、
① インターネットや求人情報誌を活用した新規参入者の募集
② 就業希望者への相談活動や事業体への指導
③ 新規就業者の養成研修の実施
④ 林業就業に必要な免許・資格等の取得研修や高性能林業機械の専門技術研修の実施等の取組の一層の推進を図り、林業就業者の確保と育成を図る。
- エ 社会保険への加入、通年雇用等の就労条件の改善に加え、事業体への林業就業者の安全確保等の指導徹底、機械化の推進による労働負荷の軽減等を進め、林業を若者にとっても魅力ある職場とするよう努める。

(3) 林業機械の導入の促進

- ア 人工林資源が収穫期を迎え、間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト間伐施業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラップル（集材）→プロセッサ（造材）→フォワーダ（積込・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。
- イ 小規模で分散している間伐等の施業地を集団化するため、森林所有者に対する間伐等の施

業の提案や地区単位に施業を推進する協力員の配置などを推進する。

ウ 民間機械メーカー等との連携により、素材生産用機械だけでなく、造林、育林用機械を含め、地形等の条件に適合し、森林施業に効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量、安価な林業機械の開発導入を図る。

エ 素材生産部門については、素材生産事業者と森林組合などと連携を進め事業者の協同組合など組織化を進め、高性能林業機械を活用したシステムによる効率的な素材生産が実施できる体制の構築を図る。

(4) 作業路等の整備

ア 森林の有する機能の区分に応じた路網整備を推進する。特に、木材等生産機能維持増進森林において、林業経営の長期受委託等により施業の団地化が図られる地域などに対して、路網整備を積極的に進め、低コスト林業の実現を図る。

イ 作業ポイントの設置等高性能林業機械システムに配慮した路網整備を推進する。

(5) 県産材製品の加工流通体制の強化

ア 原木市場における丸太自動選別機等の効率的な利用の推進、並材の定価販売の推進や販売方法の改善による販売ロットの拡大や流通簡素化、情報機器の整備等による情報発信機能の充実など、原木市場機能の充実強化を促進する。

また、安定的かつ効率的な原木流通体制を図るためストックポイント等の整備を推進する。

イ 高度化する消費者ニーズに対応した品質・性能が確かな県産材製品の安定供給を図るため、意欲の高い事業者が中心となって、協同利用の木材乾燥施設整備の推進など、木材加工流通施設の導入を推進する。

また、木材乾燥施設の熱源へ利用できる木質廃材処理施設の導入を推進する。

ウ 地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、民有林及び国有林の連携、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図る。

エ 間伐材生産量の増加に伴う小径材等の有効利用を進めるため、合板原料等での利用を推進する。

(6) その他必要な事項

山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化など山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。

第3. 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項（土地の形質の変更にあって留意すべき事項）

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とす

る森林の面積を定める。

また、計画期間内に実施すべき治山事業の数量について定める。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる要整備森林について、実施すべき森林施業等を定める。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林について、松くい虫等の森林病害虫による被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

近年増加しつつある野生動物による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や集落周辺の森林の整備を通じたバッファゾーン（緩衝地帯）の設置等によって、森林被害の拡大防止を図る。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

県、市町及び森林組合等の林業事業体職員のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病害虫等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずることとする。また、林業試験場を主体として森林病害虫被害や獣害の防除技術の構築に向けた試験研究を行うとともに、松くい虫やアテ漏脂病などに対する抵抗性を有する育種技術の開発を推進する。

第4 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資原の構成、周辺の森林レクリエーションの利用動向などを勘案した計画事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の保健機能の高い森林のうち自然環境の保全に配慮し、地域の実情、利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当と認められる森林をいう。

また、対象とする森林への施業実施の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みがある次のような森林について設定すること。

- ア 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林
- イ 多様な樹種、林相からなり明暗、色調の変化を有する森林
- ウ 多様な樹種からなり、かつ林木が適当な間隔で配置されている森林
- エ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林
- オ 史跡、名勝等と一体となった潤いのある自然景観を構成している森林

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図

るとともに、施設の設置に伴う森林の水資源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に十分に配慮しつつ、次のような多様な施業を実施すること。

(ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う択伐による施業

(イ) 裸地化の回避を行うことで公益約機能の維持を図ることができるような施業

(ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業など

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫などの生息環境の保全などのため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化など）など、その管理手法について十分に配慮すること。

イ 保健機能森林の区域内に於ける森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

(ア) 周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。

(イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。

(ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。

(エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。

(オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。

(カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。

(キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

第5. その他必要な事項

1 森林簿等の取扱いに関する事項

地域森林計画の樹立及び変更にあたり、森林計画区内の地況、林況等を調査して作成した森林簿、森林計画図及びその他必要な図面等（以下、森林簿等という。）は、施業の集約化の促進及び森林の適切な施業に欠かせない情報インフラであり、個人情報保護に配慮しつつ、県、市町及び林業関係者において一層の利活用を図る。

このため、森林簿等の適正な管理と利用促進のための取扱いに関し必要な事項を「石川県森林簿等取扱い要領」に定め、森林簿等の更新のための情報共有など、関係市町や林業事業者等との緊密な連携に努める。

2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項

施業の集約化の促進及び森林の適切な施業の実施には、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林GIS等を活用し、森林に関するデータベースの整備に努める。

森林に関するデータベースには、森林簿等のほか、施業履歴、林道網、保安林等の様々な情報が含まれており、業務分担を踏まえて、森林に関する情報の管理者を定め、効率的な情報の集約、更新方法を定める等連携の体制づくりに努める。

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

第3章では、森林計画区の概況のほか、第1章で述べた石川県の基本的な指針に沿って地域森林計画を実行するために必要な、計画区内の森林の整備に関する目標等の事項を定める²。

第1. 計画の対象とする森林の区域¹

単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		107,858
市 別 内 訳	金 沢 市	21,678
	白 山 市	21,301
	小 松 市	19,796
	加 賀 市	41,522
	能 美 市	3,561

第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

計画期間内において到達すべき森林資源の状態及び林道網整備率

単位 面積：ha

区 分		現 況 (平成25年度末)	計 画 期 末
面 積	育成単層林	23,584	21,657
	育成複層林	3,585	5,586
	天然生林	74,718	74,643
合計森林蓄積 千m ³ /ha		167	181

第3. 森林の整備に関する事項

1 計画期間内の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	966	902	64	435	371	64	531	531	-

¹ 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の私有林とする。

なお、計画の対象とする森林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（2）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）及び（2）の事項の対象となる。

（1） 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

（2） 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

² 森林計画図の縦覧場所は、石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部及び上記市役場とする。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	9,241
前半5カ年の計画量	5,552

3 人工造林・天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,074	3,070
前半5カ年の計画量	524	2,910

4 天然更新に関する指針

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

計画区内の天然更新の対象樹種について、第2章第3の2の(2)のアの表に加え、下表を対象樹種として指定する。

天然更新の対象樹種	アオモリトドマツ,アラカシ,イヌザクラ,イヌビワ,イヌマキ,イロハモミジ,ウダイカンバ,オオウラジロノキ,オオシマザクラ,オオバヤシャブシ,オオバヤナギ,オガラバナ,オノエヤナギ,カジノキ,カンボク,キタゴヨウ,クロベ,コメツガ,サカキ,サビバナナカマド,シラカシ,センダン,タカネザクラ,タカネミズキ,ダケカンバ,ダンコウバイ,ツクバネガシ,ドロノキ,ナツツバキ,ナナカマド,ネコシデ,バッコヤナギ,ハマクサギ,ヒイラギ,フサザクラ,ミヤマアオダモ,ミヤマザクラ,ミヤマハンノキ,ムクノキ,ヤシャブシ,ヤハズハンノキ,ヤマハゼ 計42種
-----------	---

第4. 森林の保全に関する事項

1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

所在市	面積	留意すべき事項	備考
金沢市	4,436	1 立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。 2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合にあっては必要最小限の規模にとどめ、必要に応じ土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林 (1) 水源涵養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 飛砂防備 (5) 水害防止 (6) なだれ防止 (7) 落石防止 (8) 魚つき
白山市	4,340		
小松市	7,216		
加賀市	16,446		
能美市	41		
合計	32,479		

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積
総数(実面積)	38,212
水源涵養のための保安林	29,020
災害防備のための保安林	7,250
保健、風致の保存等のための保安林	12,870

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養のための保安林	-	-	16	3,386	173
災害の防備のための保安林	-	-	3	518	38
保健・風致の保存等のための保安林	-	-	6	1,516	75

³総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

保安林の指定又は解除を相当とする森林

単位 面積：ha

指定解除の別	種類	森林の所在		面積 ³	指定又は解除を必要とする理由
		市	区域		
指定	水源涵養	金沢市	一円	410	水源の涵養
		小松市		330	
		加賀市		330	
		白山市		880	
		計		1,950	
	土砂流出防備	金沢市		290	土砂の流出の防備
		小松市		220	
		加賀市		250	
		白山市		620	
		能美市		30	
	計	1,410			
	土砂崩壊防備	金沢市		310	土砂の崩壊の防備
		小松市		220	
		加賀市		280	
		白山市		550	
		能美市		50	
	計	1,410			
	保健等	小松市		3	生活環境の保全及び公衆の保健休養に資するため
		加賀市		8	
		白山市		28	
計		39			
計			4,809		

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市	区域		前年5か年の計画	
金沢市	浅丘	1	0	溪間工・森林整備
	粟崎	1	1	森林整備
	石黒	1	1	溪間工・森林整備
	打木	1	0	森林整備
	金石	1	1	森林整備
	熊走	1	1	溪間工
	古郷	2	0	森林整備
	駒帰	1	1	山腹工
	四十万	2	2	溪間工・森林整備
	芝原	1	1	溪間工
	下安原	1	1	森林整備
	専光寺	1	1	森林整備
	高尾	2	0	溪間工
	竹又	2	2	溪間工・森林整備
	田島	1	1	溪間工・森林整備
	寺津	1	1	山腹工
	直江野	1	1	溪間工
	額谷	3	0	溪間工・森林整備
	東原	2	2	溪間工・山腹工・森林整備
	普正寺	1	0	森林整備
湯涌河内	5	5	森林整備	
小松市	安宅	1	1	海岸工事・森林整備
	大杉	2	1	森林整備
	尾小屋	1	1	森林整備
	西俣	1	1	森林整備
	打木	1	1	山腹工・森林整備
	花立	1	1	森林整備
	浜佐美	1	1	海岸工事・森林整備
	日末	1	1	森林整備
	丸山	5	2	森林整備

	津江	6	6	溪間工・森林整備
	若杉	1	1	森林整備
加賀市	大菅波	1	1	山腹工・森林整備
	荻生	1	1	森林整備
	熊坂	2	1	森林整備
	塩浜	1	1	海岸工事・森林整備
	新保	1	1	海岸工事・森林整備
	須谷	1	1	山腹工・森林整備
	曾宇	4	2	森林整備
	直下	5	2	溪間工・森林整備
	橋	1	0	山腹工・森林整備
	橋立	2	0	山腹工・森林整備
	三ツ町	1	1	山腹工・森林整備
	大聖寺西町	1	1	山腹工・森林整備
	篠原	1	1	森林整備
	山中温泉今立	1	0	溪間工・森林整備
	山中温泉枯淵	4	1	森林整備
	山中温泉九谷	5	3	森林整備
	山中温泉坂下	1	0	森林整備
	山中温泉四十九院	7	1	森林整備
	山中温泉下谷	1	1	森林整備
	山中温泉杉水	6	2	溪間工・森林整備
	山中温泉菅谷	3	3	森林整備
	山中温泉片谷	4	4	森林整備
	山中温泉小杉	3	0	森林整備
山中温泉生水	3	0	森林整備	
能美市	道林	1	1	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山口	1	1	森林整備
白山市	八田	1	0	森林整備
	湊	1	0	森林整備
	美川永代	1	1	森林整備
	奥池	4	2	溪間工・森林整備
	内尾	1	1	溪間工・山腹工
	吉野	1	1	山腹工
	木滑	1	1	森林整備
	木滑新	2	2	溪間工・森林整備
	瀬波	1	1	山腹工
	中宮	3	0	森林整備
	神子清水	1	1	山腹工
	尾添	2	2	山腹工
	荒谷	1	1	山腹工
	瀬戸	1	1	溪間工・山腹工
	鴫ヶ谷	2	2	山腹工・森林整備
	女原	2	2	森林整備
	桑島	4	0	溪間工・森林整備
	下田原	6	6	森林整備
	白峰	22	6	溪間工・山腹工・森林整備
	計		173	100

第5. その他の計画量

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林*の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
水源涵養保安林	金沢市	一円	3,996.10	1. 主伐の方法 択伐(伐採種を定め ない) 2. 主伐できる林 齢 市町村森林整備計 画において定めら れている標準伐期 齢以上とする。	1. 人工造林または 天然更新による。 2. 人工造林にお ける植栽樹種 スギ、アテ、マツ、 ヒノキ、コナラほ か
	小松市	//	3,858.96		
	加賀市	//	7,023.78		
	白山市	//	12,085.39		
	計		26,964.23		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林	金沢市	一円	274.34	1. 主伐の方法 禁伐、択伐(伐採種を 定め ない) 2. 主伐できる林 齢 市町村森林整備計 画において定めら れている標準伐期 齢以上のものとし る。	1. 人工造林または 天然更新による。 2. 人工造林にお ける植栽樹種 スギ、アテ、マツ、 ヒノキ、コナラほ か
	小松市	//	380.85		
	加賀市	//	61.04		
	白山市	//	3,679.86		
	能美市	//	1.75		
	計		4,397.84		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂崩壊防備保安林	金沢市	一円	16.86	1. 主伐の方法 禁伐、択伐 2. 主伐できる林 齢 市町村森林整備計 画において定めら れている標準伐期 齢以上のものとし る。	
	小松市	//	1.91		
	加賀市	//	18.35		
	白山市	//	2.29		
	金沢市	//	0.16		
	計		39.57		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
飛砂防備保安林	金沢市		119.92	1. 主伐の方法 皆伐、択伐 2. 主伐できる林 齢 市町村森林整備計 画において定めら れている標準伐期 齢以上のものとし る。	1. 人工造林または 天然更新による。 2. 人工造林にお ける植栽樹種 スギ、アテ、マツ、 ヒノキ、コナラほ か
	小松市	一円	55.10		
	加賀市	//	82.75		
	白山市	//	55.19		
	金沢市	//	38.65		
	計		351.61		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
防風保安林	金沢市	一円	34.99	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる林 齢 市町村森林整備計 画において定めら れている標準伐期 齢以上とする。	
	小松市	//	0.28		
	加賀市	一円	33.82		
	白山市	一円	23.58		
	計		92.67		

注1 重複制限林は、(附)参考資料2-(5)制限林の種類別面積による。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
水害防備保安林	白山市	一円	0.78	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる林齢 市町村森林整備計画において定められている標準伐期齢以上とする。	
	計		0.78		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
潮害防備保安林	加賀市	一円	9.09	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる林齢 市町村森林整備計画において定められている標準伐期齢以上とする。	
	計		9.09		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
干害防備保安林	金沢市	一円	42.90	1. 主伐の方法 択伐 (伐採種を定めない) 2. 主伐できる林齢 市町村森林整備計画において定められている標準伐期齢以上とする。	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	//	16.62		
	加賀市	//	36.43		
	能美市	//	25.26		
	計		121.21		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林	金沢市	一円	975.76	1. 主伐の方法 禁伐、択伐(伐採種を定めない) 2. 主伐できる林齢 市町村森林整備計画において定められている標準伐期齢以上とする。	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	//	1,333.27		
	加賀市	//	3,561.49		
	白山市	//	5,593.06		
	能美市	//	51.77		
	計		11,515.35		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
風致保安林	加賀市	一円	51.28	1. 主伐の方法 択伐 2. 主伐できる林齢 市町村森林整備計画において定められている標準伐期齢以上のものとする。	
	計		51.28		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
なだれ防止保安林	金沢市	一円	28.18	禁伐	
	小松市	//	43.06		
	加賀市	//	29.95		
	白山市	//	622.24		
	計		723.43		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
落石防止保安林	金沢市	一円	0.33	禁伐	
	計		0.33		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園特別保護地区	白山市	一円	2,980.64	別注 ³ に定めるとおり	
	計		2,980.64		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第1種特別地域	白山市	一円	1,604.75	別注 ³ に定めるとおり	
	計		1,604.75		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第2種特別地域	白山市	一円	763.64	別注 ³ に定めるとおり	
	計		763.64		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第3種特別地域	白山市	一円	3,190.57	別注 ³ に定めるとおり	
	計		3,190.57		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園特別保護地区	加賀市	一円	2.68	別注 ³ に定めるとおり	
	計		2.68		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第2種特別地域	加賀市	一円	135.41	別注 ⁴ に定めるとおり	
	計		135.41		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第3種特別地域	加賀市	一円	139.23	別注 ⁴ に定めるとおり	
	計		139.23		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保全特別地域	珠洲市	一円	5.00	禁伐	自然環境保全地域の保全計画による。
	計		5.00		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県立自然公園第1種特別地域	金沢市	一円	466.47	別注 ⁴ に定めるとおり	
	計		466.47		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県立自然公園第2種特別地域	金沢市	一円	431.87	別注 ⁴ に定めるとおり	
	白山市	//	35.63		
	計		467.50		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県立自然公園第 3種特別地域	金沢市	一円	150.23	別注 ⁴ に定めるとおり	
	白山市	//	50.85		
	計		201.08		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地	金沢市	一円	198.65	択抜による 当該森林の年成長率に 前回の択伐の終わった日 を含む伐採年度から伐採 しようとする前伐採年度 までの年度数を乗じて算 出するものとする。(ただ し、その算出された率が 10分の3を越えるときは 10分の3とする)	1. 人工造林または 天然更新による。 2. 人工造林におけ る植栽樹種 スギ、アテ、マツ、 ヒノキ、コナラほか 3. 砂防法第4条砂 防指定地管理規則 第3条の規定の定 めるところによる
	小松市	//	158.35		
	加賀市	//	93.20		
	白山市	//	5,518.50		
	計		5,968.70		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
鳥獣保護区 特別保護地 区	加賀市	一円	37.23	別注 ⁵ に定めるとおり	
	白山市	//	6.45		
	計		43.68		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
都市計画区 城風致地区	金沢市	一円	1,204.05	択抜による 当該森林の年成長率に前回の 択伐の終わった日を含む伐採年度 から伐採しようとする前伐採年度 までの年度数を乗じて算出するもの とする。(ただし、その算出され た率が10分の3を越えるときは 10分の3とする)	風致地区内に おける建築等 の規制に関す る条例第5及 び第6条の定 めるところに よる。
	加賀市	//	362.17		
	計		1,566.22		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
史跡名勝天 然記念物	加賀市	一円	10.86	禁伐	
	白山市	//	64.26		
	能美市	//	10.33		
	計		85.45		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜崩壊 危険地区	七尾市	一円	97.18	択抜による当該森林の 年成長率に前回の択伐 の終わった日を含む伐 採年度から伐採しよう とする前伐採年度まで の年度数を乗じて算出 するものとする。 ただし、その算出さ れた率が10分の3を 越えるときは10分の3 とする)	急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に關す る法律第7条に定め るところによる。
	輪島市	//	100.69		
	珠洲市	//	15.52		
	羽咋市		0.00		
	かほく市	一円	3.73		
	津幡町	//	27.70		
	内灘町		0.00		
	志賀町	一円	0.39		
	宝達志水町	//	16.63		
	中能登町	//	0.32		
	穴水町	//	9.48		
	能登町	//	111.38		
	計		383.02		

4 特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林は原則として禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

5 特別地域における制限

1 第一種特別地域

第一種特別地域の森林は原則として禁伐とする。ただし、1のただし書きに掲げるもののほか、以下の各号の定める要件に該当するものは、風致維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができる。

イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以内であること。

ロ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。

2 第二種特別地域

イ 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。

ロ 国定公園及び県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。

ハ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

ニ 択伐率は用材林においては、当該森林め年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から、伐採しようとする伐採年度の前年までの期間を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3をこえるときは、10分の3とする。また薪炭林においては60%以内とする。

ホ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境安全部長が、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。

ヘ 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。

ト 皆伐法に上る場合はその伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

3 第三種特別地域

第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

6 鳥獣保護区特別保護地区における施業要件

1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度がとくに著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあたっては、伐採種は定めない。

2 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置 (市・地区)	路線名	種類	(区分)	延長	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	対図面 番号	
金 沢 市	二俣町	下出線	自動車道	林道	—	402ha		3040
	菅池町	湯涌犀川線	自動車道	林道	—	61ha	○	4398
	東原町	東原水元線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○	7650
	梨木町	梨木鳴瀬線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7651
	田島町	五本松線	自動車道	林業専用道	—	25ha		7652
	東原町	東原北方線	自動車道	林業専用道	—	22ha		7653
	山科町	山科線	自動車道	林業専用道	—	13ha		7654
	小原町	兜山線	自動車道	林業専用道	—	50ha		7655
	四十万町	四十万線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7656
	大額町	神山線	自動車道	林業専用道	—	40ha		7657
	倉ヶ嶽町	倉ヶ嶽線	自動車道	林業専用道	—	30ha		7658
	四十万町	池の原線	自動車道	林業専用道	—	30ha		7659
	鷺原町	鷺原線	自動車道	林業専用道	—	40ha		7660
	熊走町	熊走1号線	自動車道	林業専用道	—	80ha		7661
	石黒町	横谷5号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7662
	東原町	ノボリタテ線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7663
	竹又町	ウラヤマ線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7664
	宮野町	宮野線	自動車道	林業専用道	—	43ha		7665
	中戸町	中戸山川線	自動車道	林業専用道	—	33ha		7666
	住吉町	住吉線	自動車道	林業専用道	—	66ha	○	7667
清瀬町	富樫線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7668	
芝原町	横谷6号線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7669	
芝原町	横谷7号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7670	
板ヶ谷町	横谷8号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7671	
			計	22km				
白 山 市	中島線	自動車道	林道	—	59ha		6300	
	福岡笠山線	自動車道	林道	—	580ha		6301	
	吉岡二の谷線	自動車道	林道	—	7ha		6302	
	福岡線	自動車道	林道	—	101ha		6303	
	高倉山線	自動車道	林道	—	898ha	○	2047	
	渡津線	自動車道	林道	—	67ha		4228	
	広瀬大谷線	自動車道	林道	—	100ha		4225	
	白木峠線	自動車道	林道	—	1,276ha	○	1004	
	赤谷線	自動車道	林道	—	958ha	○	2020	
	三ツ池線	自動車道	林道	—	297ha	○	4266	
	五十谷線	自動車道	林道	—	311ha		3044	
	仏師ヶ野1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7700	
	沼の平	自動車道	林業専用道	—	33ha	○	7701	
	ホエ谷線	自動車道	林業専用道	—	19ha		7702	
	ヤマンネ	自動車道	林業専用道	—	44ha	○	7703	
	長尾線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7704	
	久保1号線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○	7705	
	吉岡1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7706	
	下吉谷1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7707	
	ブナ山2号線	自動車道	林業専用道	—	34ha	○	7708	
百合谷1号線	自動車道	林業専用道	—	27ha		7709		
大杉谷線	自動車道	林業専用道	—	38ha	○	7710		
細谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha		7711		
明谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha		7712		

	五十谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7713	
	内尾線	自動車道	林業専用道	—	50ha		7714	
	太田谷 1 号線	自動車道	林業専用道	—	71ha	○	7715	
	釜清水線	自動車道	林業専用道	—	70ha	○	7716	
	別宮出線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○	7717	
	野地 2 号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7718	
	東二口線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○	7719	
	五十谷 2 号線	自動車道	林業専用道	—	96ha	○	7720	
	赤岩線	自動車道	林業専用道	—	87ha	○	7721	
	百合谷線	自動車道	林業専用道	—	132ha	○	7722	
	計				7km			
小松市	新保町	白木峠線	自動車道	林道	—	956ha	○	1004
	湯上町	安谷線	自動車道	林道	—	1,748ha	○	1018
	大杉町	北谷線	自動車道	林道	—	224ha	○	3009
	池城町	池城主谷線	自動車道	林業専用道	—	31ha	○	7803
	観音下町	川向線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7804
	松岡町	松岡主谷線	自動車道	林業専用道	—	34ha	○	7805
	丸山町	水上線	自動車道	林業専用道	—	40ha	○	7806
	西俣町	熊谷線	自動車道	林業専用道	—	41ha	○	7807
	西俣町	滝ノ江線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○	7808
	沢町	ヒナ谷線	自動車道	林業専用道	—	59ha	○	7809
	沢町	滝谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha		7810
	遊泉寺町	大宮谷線	自動車道	林業専用道	—	15ha		7811
	遊泉寺町	シラコ谷線	自動車道	林業専用道	—	24ha	○	7812
	小山田町	天池線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7813
	小山田町	小山田 4 号線	自動車道	林業専用道	—	15ha		7814
	小山田町	小山田 6 号線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7815
	牧口町	奥谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7816
	赤瀬町ほか	赤瀬足谷茗荷谷線	自動車道	林業専用道	—	84ha		7817
	西俣町	西俣しみん谷線	自動車道	林業専用道	—	32ha	○	7818
	西俣町	西俣青木谷線	自動車道	林業専用道	—	25ha		7819
	波佐羅町	波佐羅倉谷線	自動車道	林業専用道	—	41ha		7820
	塩原町	塩原線	自動車道	林業専用道	—	32ha	○	7821
	原町	原 S61 線	自動車道	林業専用道	—	30ha		7822
原町	シツ京谷線	自動車道	林業専用道	—	21ha	○	7823	
滝ヶ原町	芝草ごとしろ谷線	自動車道	林業専用道	—	45ha	○	7824	
小山田町	小山田 2 号線	自動車道	林業専用道	—	30ha		7825	
	計				24km			
加賀市	山中温泉長谷田町	中田長谷田線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○	7825
	山中温泉上原町	ハイバタ線	自動車道	林業専用道	—	48ha	○	7826
	日谷町	日谷線	自動車道	林業専用道	—	32ha		7827
	山中温泉今立町	安谷線	自動車道	林道	—	530ha	○	1018
	山中温泉杉水町	船尾山線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7829
	山中温泉杉水町	カーナ線	自動車道	林業専用道	—	34ha		7830
	山中温泉荒谷町	エンドコエ線	自動車道	林業専用道	—	112ha	○	7831
	山中温泉荒谷町	上の谷線	自動車道	林業専用道	—	65ha		7832
	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車道	林業専用道	—	180ha		7833
	計				9km			
能美市	岩本町	岩本線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7834
	和佐谷町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	59ha		7835
	和佐谷町	相巻谷線	自動車道	林業専用道	—	60ha		7836
	金剛寺町	金剛寺線	自動車道	林業専用道	—	30ha		7837
	大口町	エンドウ線	自動車道	林業専用道	—	16ha		7838
	計				3km			

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	舗装	—	402ha
	二俣町	下出線	自動車道	改良	—	402ha
	中戸町	笠松線	自動車道	舗装	—	63ha
	甥杉町	甥杉線	自動車道	舗装	—	69ha
	熊走町	犀鶴線	自動車道	改良	—	2,574ha
	大菱池町	菱池広谷線	自動車道	改良	—	285ha
	堂町	風吹線	自動車道	改良	—	451ha
	堂町	風吹線	自動車道	舗装	—	451ha
計	6 路線			改良	21 箇所	
				舗装	6km	
白山市		邪阿羅線	自動車道	舗装	—	55ha
		上内線	自動車道	舗装	—	120ha
		後山線	自動車道	舗装	—	73ha
		下福岡線	自動車道	改良	—	72ha
		下福岡線	自動車道	舗装	—	
		笠山線	自動車道	改良	—	669ha
		笠山線	自動車道	舗装	—	
		板尾谷線	自動車道	舗装	—	1,314ha
		福岡線	自動車道	改良	—	101ha
		下吉野線	自動車道	改良	—	195ha
		下吉野線	自動車道	舗装	—	
		上吉野線	自動車道	改良	—	448ha
		上吉野線	自動車道	舗装	—	
		高倉山線	自動車道	改良	—	898ha
		瀬波谷線	自動車道	改良	—	1,909ha
		瀬波谷線	自動車道	舗装	—	
		白山線	自動車道	改良	—	8,271ha
		倉谷線	自動車道	舗装	—	523ha
		市原線	自動車道	舗装	—	30ha
		鷺走岳線	自動車道	改良	—	1,295ha
		鷺走岳線	自動車道	舗装	—	
		大日線	自動車道	改良	—	635ha
		大日線	自動車道	舗装	—	
		鷺走線	自動車道	改良	—	959ha
		鷺走線	自動車道	舗装	—	
		大山線	自動車道	改良	—	407ha
		大山線	自動車道	舗装	—	
		城山線	自動車道	改良	—	68ha
		矢谷線	自動車道	改良	—	160ha
		女原 2 号線	自動車道	改良	—	375ha
		女原 2 号線	自動車道	舗装	—	
		野平線	自動車道	改良	—	311ha
		白尾 1 号線	自動車道	改良	—	2,766ha
	白尾 1 号線	自動車道	舗装	—		
	東二口線	自動車道	改良	—	114ha	
	下田原線	自動車道	改良	—	2,307ha	
	下田原線	自動車道	舗装	—		
	東荒谷線	自動車道	改良	—	224ha	

		東荒谷線	自動車道	舗装	—	
		明谷線	自動車道	改良	—	854ha
		明谷線	自動車道	舗装	—	
		太田谷線	自動車道	舗装	—	401ha
		大杉谷線	自動車道	改良	—	994ha
		大杉谷線	自動車道	舗装	—	
		大嵐線	自動車道	改良	—	47ha
		大嵐線	自動車道	舗装	—	
		白尾2号線	自動車道	改良	—	2,766ha
		白尾2号線	自動車道	舗装	—	
		赤谷線	自動車道	改良	—	958ha
		小赤谷線	自動車道	改良	—	278ha
		雄谷線	自動車道	改良	—	317ha
		犀鶴線	自動車道	改良	—	656ha
		35路線		改良 舗装	299箇所 55km	
小松市	丸山町	大山線	自動車道	改良	—	2,081ha
	大杉町	鈴ヶ岳線	自動車道	改良	—	996ha
	西俣町地内	動又線	自動車道	改良	—	866ha
	西俣町地内	西俣線	自動車道	改良	—	182ha
	大野町	大野大谷線	自動車道	舗装	—	112ha
	赤瀬町ほか	安谷線	自動車道	改良	—	1,748ha
	打木町ほか	打木西俣線	自動車道	改良	—	53ha
	遊泉寺町	遊泉寺鉦山線	自動車道	舗装	—	121ha
	新保町ほか	白木峠線	自動車道	改良	—	956ha
	計	8路線		改良 舗装	20箇所 2km	
加賀市	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車道	舗装	—	111ha
	河南町	河南線	自動車道	改良	—	141ha
	直下町	東又線	自動車道	改良	—	46ha
	直下町	本谷線	自動車道	改良	—	503ha
	熊坂町	高地線	自動車道	改良	—	294ha
	塔尾町	塔尾大谷線	自動車道	舗装	—	234ha
	山中温泉栢野町	市野々刈安線	自動車道	改良	—	740ha
	山中温泉今立町 ほか	立杉線	自動車道	改良	—	763ha
	山中温泉大土町	大土線	自動車道	改良	—	316ha
	山中温泉真砂町	河内南谷線	自動車道	改良	—	731ha
	山中温泉生水町 ほか	坂の下峠線	自動車道	改良	—	1,106ha
	山中温泉今立町	安谷線	自動車道	改良	—	1,748ha
	山中温泉今立町	八郎線	自動車道	改良	—	112ha
	山中温泉九谷町	千束谷線	自動車道	改良	—	923ha
	計	14路線		改良 舗装	93箇所 7km	
能美市	和佐谷町 ほか	鍋谷和佐谷線	自動車道	改良	—	556ha
	金剛寺町 ほか	金剛寺鍋谷線	自動車道	改良	—	57ha
	計	2路線		改良	7箇所	
	計	65路線		改良 舗装	440箇所 70km	